

令和6年度～令和10年度

伊那市地域福祉計画

(伊那市成年後見制度利用促進基本計画)

(伊那市再犯防止推進計画)



ともに寄り添い 支え合い
安心な暮らしを築き輝く地域社会

令和6年（2024年）3月

長野県 伊那市

はじめに

伊那市では、平成 21 年の第 1 次伊那市地域福祉計画を策定して以来、誰もが自分の住む地域で自分らしくいきいきと暮らしていける、安心・安全なまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりました。



しかしこの間の社会情勢は、高齢化がさらに進行し、高齢者のみの世帯や高齢単身世帯が増加したほか、核家族化や共働きの世帯が増加し、ライフスタイルや価値観の変化に伴って少子化も進んでいる状況です。また世界的に流行した感染症の影響を受け、地域交流や地域における人と人とのつながりの希薄化がますます進む中、子育ての不安や介護の悩み、孤立や虐待、生活困窮など、住民が抱える生活課題や不安はさらに多様化、複雑化してきています。こうした世の中においては、より一層行政と地域との連携を図っていくこと、人と人とが支え合う地域共生社会を築いていくことが誰一人取り残さない安心・安全な暮らしを実現する地域福祉の重要な要素となっていきます。

こうした状況を踏まえ、伊那市では、地域福祉を行政と地域とが共に連携・協力して推進するための計画として、令和 6 年度から 5 か年を期間とする「第 4 次伊那市地域福祉計画」を策定いたしました。

計画では、市民の取組（自助）、地域・関係団体・社会福祉協議会の取組（互助・共助）、行政の取組（公助）の基本的役割を明記して、市民、団体、事業者、行政等それぞれが共に力を合わせて地域福祉を推進するための活動指針をまとめています。更には、これまで再犯防止に係る取組について総合的な支援体系が未構築であったため「伊那市再犯防止推進計画」として本計画に包含して策定しています。

今後は、計画の基本理念である、「ともに寄り添い、支え合い、安心な暮らしを築き輝く地域社会」をめざして、地域ぐるみの福祉の推進に努めてまいりますので、一層のご理解とご支援をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご協議いただきました「伊那市地域福祉推進協議会」の委員の皆様はじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

伊那市長 白鳥 孝

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	地域福祉計画の概要	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	6
第2章	基本方針	9
1	基本理念	10
2	基本目標及び基本施策	11
3	計画の体系	12
4	地域福祉推進圏域の考え方	13
第3章	基本目標と基本施策	15
1	支え合い・助け合いの地域づくり	17
2	福祉サービスの適切な利用と提供	26
3	自立した生活の維持・継続	32
4	安心・安全の地域づくり	41
第4章	伊那市成年後見制度利用促進基本計画	53
	成年後見制度利用の促進	54
	成年後見制度関連の資料	59
第5章	伊那市再犯防止推進計画	63
1	計画策定にあたって	64
2	重点的な取組の実施図	65
3	再犯防止に係る施策の取組	66
4	再犯防止推進計画関連の資料	70
第6章	計画を推進するために	75
1	計画を推進する体制	76
2	計画の進行管理・評価	77
3	計画の評価指標	77
第7章	資料	79
	伊那市の概況（統計データ）	80
	計画策定の経緯	89
	伊那市地域福祉推進協議会設置要綱	90
	伊那市地域福祉推進協議会委員名簿	91

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

地域福祉計画は、行政と地域住民、事業者、団体、関係機関等が、それぞれの役割を明確にして、お互いに力を合わせて地域の絆を強め、連携、協働により活性化を図り「地域ぐるみの福祉」の実現を目指す、地域福祉の理念と体制づくりを推進するための計画です。

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、ライフスタイルの多様化と福祉ニーズの増大など現代社会における様々な課題において、家庭や地域の中で安心して生活していくためには、かつて地域社会が持っていた「支え合い、助け合い」のような、人と人とのつながりを大切にした「地域の絆」の再生が必要とされ、地域社会全体で支えていく新しい仕組みづくりが求められています。

本市では、合併前の旧伊那市において平成 17（2005）年度に最初の計画が策定されたのち、合併後の平成 21（2009）年度に「第1次伊那市地域福祉計画」が策定されました。その後見直しを行い、平成 26（2014）年度に策定した「第2次伊那市地域福祉計画」により、地域における支え合いの取組を推進してきました。令和元（2019）年度に策定した「第3次伊那市地域福祉計画」では、これまでの計画を更に進め、お互いを認め合い、支え合う「共に生活する社会づくり」として「地域共生社会*」の実現に向けて取り組んできたところです。

令和5年度に第3次伊那市地域福祉計画の計画期間が終了するに当たり、改めて社会情勢の変化や地域福祉を取り巻く現況を踏まえ、今後ますます多様化していく福祉課題に対し適切に対応するため、「第4次伊那市地域福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定するものです。

(2) 地域福祉とは

地域福祉は、住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく生活し、暮らしていけるよう、みんなでつながり、支え合い、助け合って、より良い地域づくりをしていく取組です。

障害の有無や年齢、性別、国籍などの分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、互いを尊重し協力し合いながら、すべての住民が安心して自立した生活を送ることができるよう、包括的に必要な支援を行っていくものです。

（注釈*）

地域共生社会：高齢者、障害者、子どもを含むすべての関係者が、地域に暮らし、積極的に参加・貢献し、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会。誰もが相互に人格や個性を尊重し合い、人々の多様なあり方を相互に認め合う全員参加型の社会。

2 計画の位置づけ

(1) 法令上の位置づけ

本計画は、平成 30（2018）年 4 月に施行された改正社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の趣旨を踏まえ、第 107 条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の促進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項について、行政と福祉の関係機関、住民とが相互に協力し合い、一体的に地域福祉を推進するために「市町村地域福祉計画」として定める計画です。

<参考> 社会福祉法（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

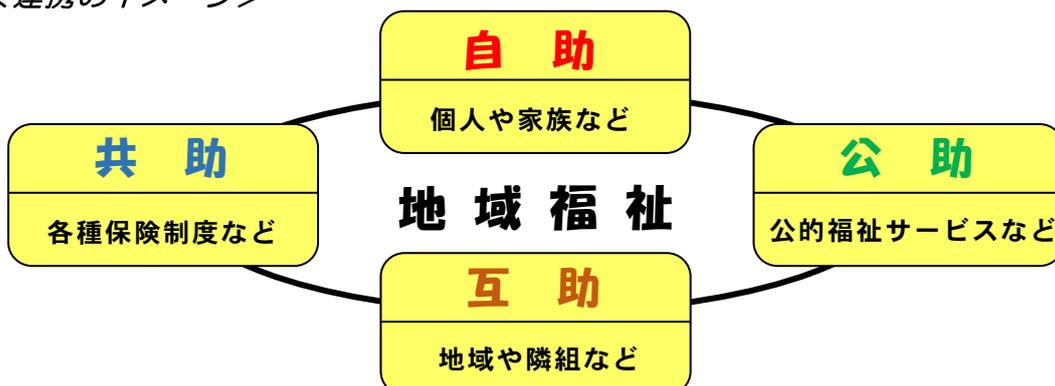
（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

- (市町村地域福祉計画)
- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

<連携のイメージ>

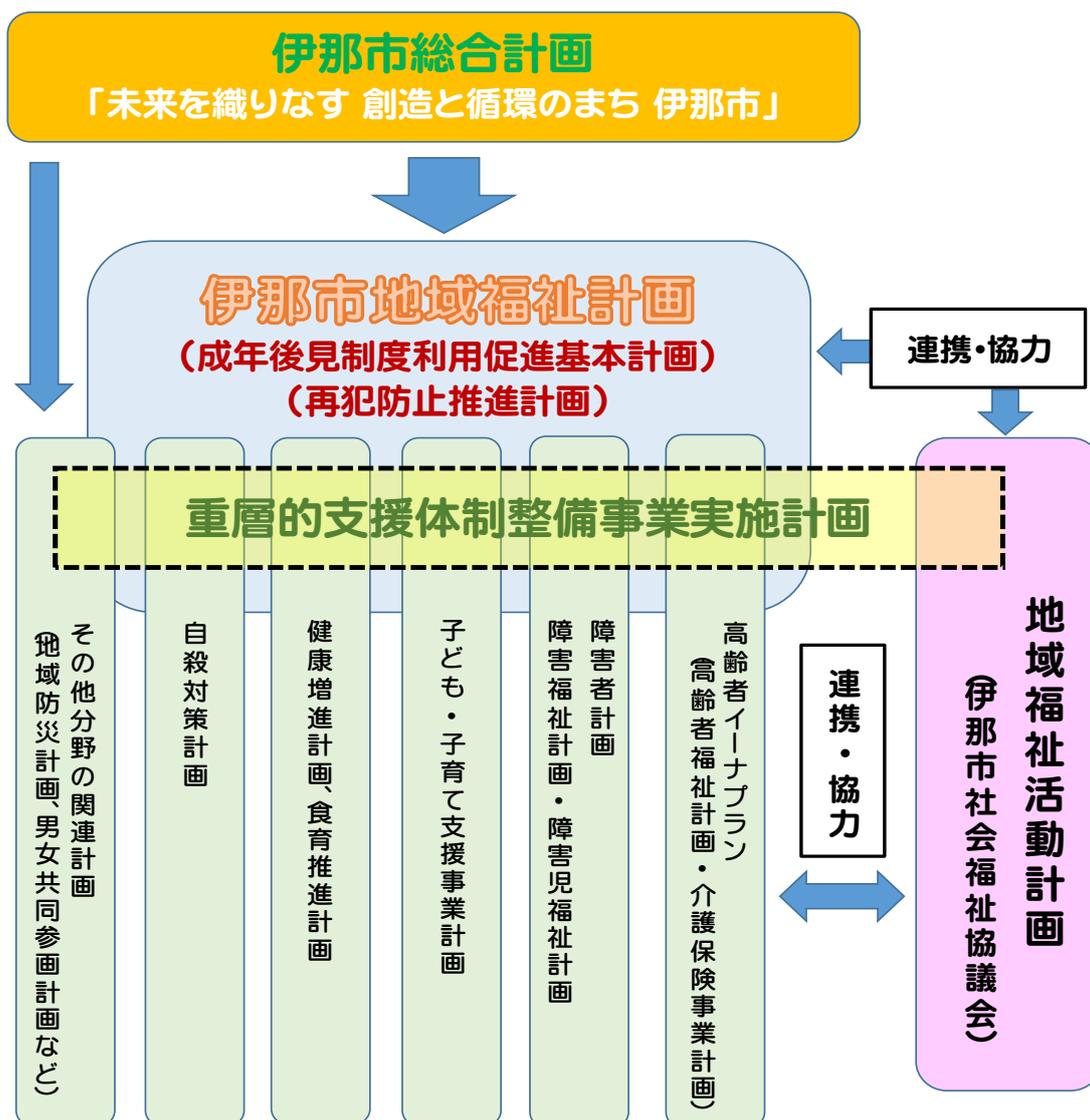


(2) 本計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく計画であり、伊那市総合計画を上位計画として、別に定める保健福祉関係の個別計画等との整合・連携を図り、これらの既存計画を一部内包する計画として位置づけます。

また、高齢者、障害者、子どもなど福祉分野別の計画の総合化を図るとともに、市民が地域福祉の当事者となって共に支え合い、助け合う共生のまちづくりをめざす計画となります。そのために、福祉の分野に限らず、教育・防災・交通・環境・人権・男女共同参画・住民自治など多様な施策を地域の視点から総合的に見直し、市民、事業者、団体、関係機関、行政が協働して取り組む基本的な役割を明示しています。

またこの計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項に基づく「伊那市成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項に基づく「伊那市再犯防止推進計画」を計画内に包含し、一体的な計画として策定します。



3 計画の期間

この計画は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5か年を計画期間とします。

社会情勢の変化に対応するため、3年を目途に見直しを行います。

<他の行政計画の計画期間との比較>

（表記の年はすべて年度）

総合計画 基本構想 （10か年） 基本計画 （5か年）	第1次 平成21年（2009）～平成30年（2018） 第2次 平成31年（2019）～令和10年（2028） 第1次前期 平成21年（2009）～平成25年（2013） 第1次後期 平成26年（2014）～平成30年（2018） 第2次前期 令和 元年（2019）～令和 5年（2023） 第2次後期 令和 6年（2024）～令和10年（2028）
地域福祉計画 （5か年）	旧伊那市計画 平成17年（2005）～平成21年（2009） 第1次 平成21年（2009）～平成25年（2013） 第2次 平成26年（2014）～平成30年（2018） 第3次 令和 元年（2019）～令和 5年（2023） 第4次 令和 6年（2024）～令和10年（2028）
高齢者イーナプラン （高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画） （3か年）	第3期 ～平成20年（2008） 第4期 平成21年（2009）～平成23年（2011） 第5期 平成24年（2012）～平成26年（2014） 第6期 平成27年（2015）～平成29年（2017） 第7期 平成30年（2018）～令和 2年（2020） 第8期 令和 3年（2021）～令和 5年（2023） 第9期 令和 6年（2024）～令和 8年（2026）
障害者計画 （5か年）	旧伊那市計画 平成17年（2005）～平成21年（2009） 第1次 平成21年（2009）～平成25年（2013） 第2次 平成26年（2014）～平成30年（2018） 第3次 令和 元年（2019）～令和 5年（2023） 第4次 令和 6年（2024）～令和10年（2028）
障害福祉計画 （3か年） 障害児福祉計画 （3か年）	第1期 平成19年（2007）～平成20年（2008） 第2期 平成21年（2009）～平成23年（2011） 第3期 平成24年（2012）～平成26年（2014） 第4期 平成27年（2015）～平成29年（2017） 第5期 平成30年（2018）～令和2年（2020）（障害児第1期） 第6期 令和 3年（2021）～令和5年（2023）（障害児第2期） 第7期 令和 6年（2024）～令和8年（2026）（障害児第3期）

子ども・子育て支援事業計画 (5か年)	次世代育成支援行動計画 平成19年～平成21年(第1次) 次世代育成支援行動計画 平成22年～平成26年(第2次) 第1次 平成27年(2015)～令和元年(2019) 第2次 令和2年(2020)～令和6年(2024)
健康増進計画 (食育推進計画含む) (6か年)	第1次 平成20年(2008)～平成24年(2012) 第2次 平成25年(2013)～平成29年(2017) 第3次 平成30年(2018)～令和5年(2023) 第4次 令和6年(2024)～令和11年(2029)
自殺対策計画 (6か年)	第1次 令和元年(2019)～令和5年(2023) 第2次 令和6年(2024)～令和11年(2029)
重層的支援体制整備事業 実施計画	令和4年(2022)～毎年度見直し
(包含) 成年後見制度 利用促進基本計画	第1次 令和元年(2019)～令和5年(2023) 第2次 令和6年(2024)～令和10年(2028)
(包含) 再犯防止推進計画	第1次 令和6年(2024)～令和10年(2028)
(参考) 地域福祉活動計画 (5か年)	第1次 平成21年(2009)～平成25年(2013) 第2次 平成26年(2014)～平成30年(2018) 第3次 令和元年(2019)～令和5年(2023) 第4次 令和6年(2024)～令和10年(2028)

- **障害者計画**：障害者基本法に基づく、障害者のための施策に関する基本的な計画
- **障害福祉計画、障害児福祉計画**：障害者計画を推進するための福祉サービスの種類、見込量及びその確保などを定める計画
- **重層的支援体制整備事業実施計画**：地域共生社会の実現に向けて、相談を断らず受け止め、つながり続ける伴走支援体制を構築することを目的に、「対象の属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する計画

第2章 基本方針

1 基本理念

令和元（2019）年度からの第3次伊那市総合計画では、基本理念に「未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市」と定め、これを実現する目標の柱として「地域の未来を協創する協働のまちづくり」、「子育てを支え、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくり」を掲げています。

身近な地域で健康で安心して生活することはすべての人の願いです。

人口の減少や少子高齢化、核家族化が急速に進み、さらには個人の価値観の多様化により、家族や地域の連帯感が希薄になり無縁社会化が進んでいます。また、家庭や地域の機能が急速に失われてきており、ひきこもりやヤングケアラー、虐待やDV、生活困窮などの社会問題がますます顕在化しています。

こうした社会状況の中で、地域のつながりを作り直し、お互い様、共助の考え方で、受け手と支え手の区別なく互いが支え合う地域共生社会をつくる必要性が重要となってきています。

本計画では、地域における“新たな支え合い（互助・共助）”をつくり出し、市内すべての地域で、このような願いが実現できる福祉のまちを目指して、「ともに寄り添い 支え合い 安心な暮らしを築き輝く地域社会」を基本理念として、市民、事業者、関係団体・機関と行政が協働して地域福祉を推進していきます。

《 基本理念 》

ともに寄り添い 支え合い
安心な暮らしを築き輝く地域社会

2 基本目標及び基本施策

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標とそれぞれ3つから5つの基本施策を設定します。

個々の基本施策に推進項目を設けて、市民、事業者、関係団体・機関と行政との協働により、地域福祉の取組を進めます。

○基本目標1 支え合い・助け合いの地域づくり

- 基本施策
- (1) 人材の確保と育成・活用
 - (2) 福祉のこころの醸成
 - (3) 地域での支え合い・助け合い
 - (4) 男女共同参画の推進

○基本目標2 福祉サービスの適切な利用と提供

- 基本施策
- (1) わかりやすい情報の提供
 - (2) 相談・支援体制の整備
 - (3) 質の高い福祉サービスの提供

○基本目標3 自立*した生活の維持・継続

- 基本施策
- (1) 健全な生活習慣の啓発
 - (2) 介護予防の推進
 - (3) さまざまな課題を抱える者の就労・自立支援

○基本目標4 安心・安全の地域づくり

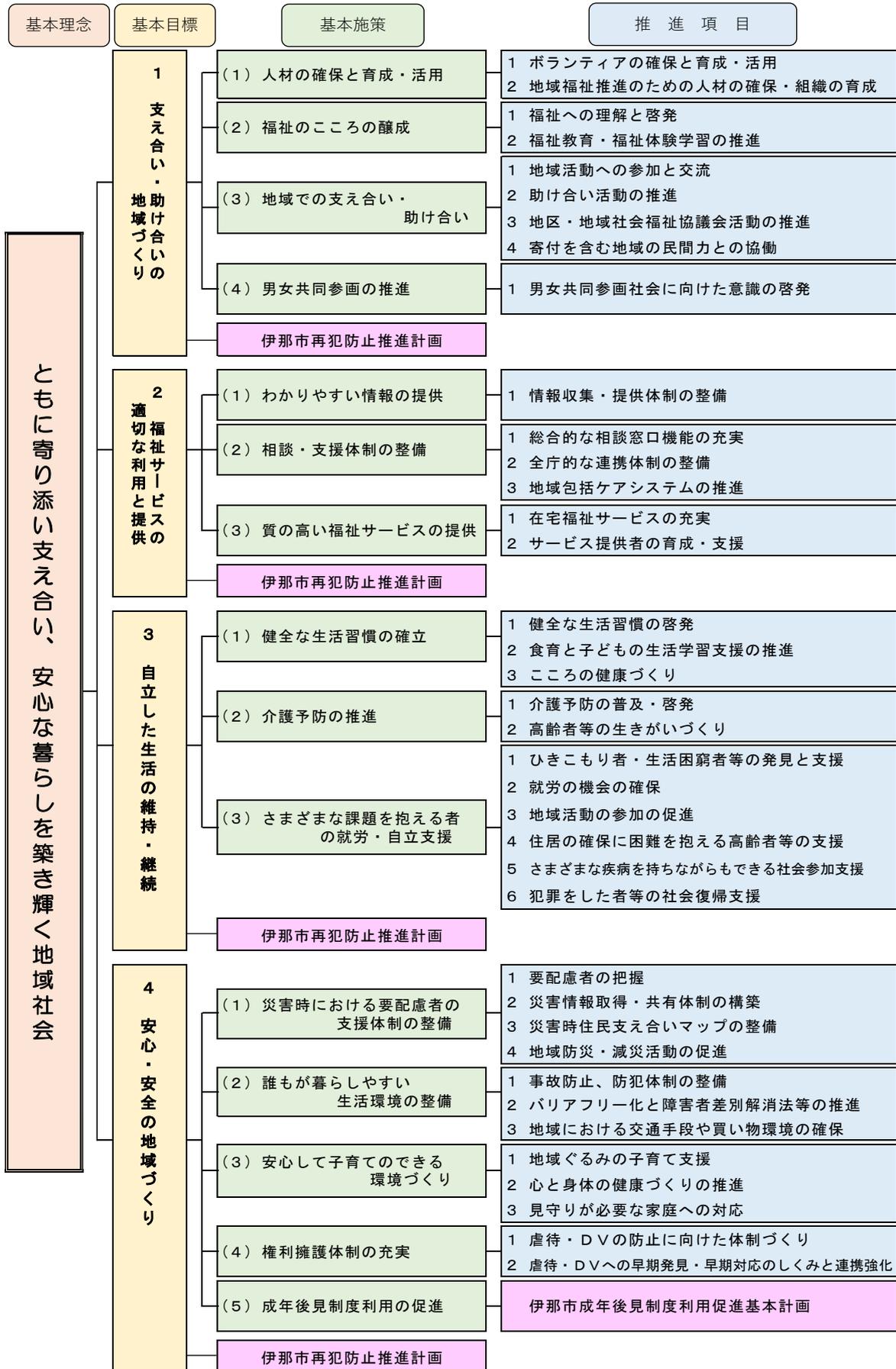
- 基本施策
- (1) 災害時における要配慮者の支援体制の整備
 - (2) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備
 - (3) 安心して子育てのできる環境づくり
 - (4) 権利擁護体制の充実
 - (5) 成年後見制度の利用の促進

(伊那市成年後見制度利用促進基本計画)

(注釈*)

自立：一般的な意味では「他の援助を受けず自分の力で身を立てること」ですが、福祉分野では人権意識の高まりや年齢、性別、障害の有無などで排除するのではなく、誰もが同等に当たり前に生活できる社会の思想を背景として、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」、「障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加すること」として考えます。

3 計画の体系



4 地域福祉推進圏域の考え方

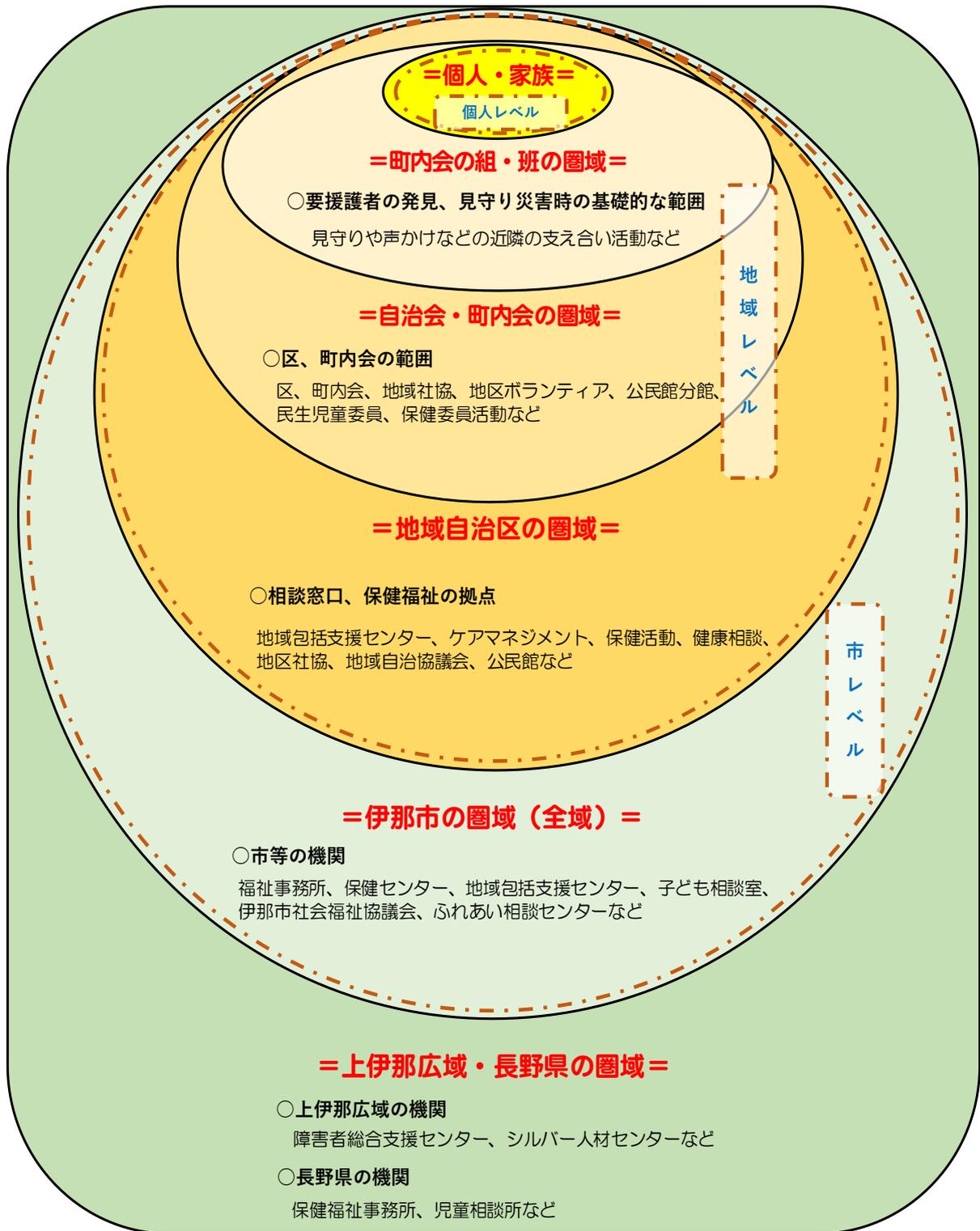
地域の福祉課題やニーズには、容易に解決できる事柄から、複雑・困難で、継続的に高度な専門的支援が必要なことまで、極めて多様な事項があります。個々の課題やニーズに柔軟、迅速、適切に対応していくためには、市内1か所で一元的に対応することには限界があり、また小さな範囲の中だけで複雑な問題を解決することも困難です。

問題の内容・質に応じてどのような「地域（圏域）」で捉えるのかが重要であり、重層的な地域福祉の推進体制が必要となります。

この計画では、必要な取組や仕組みづくりを効率的、効果的に展開し、よりきめの細かい福祉サービスを提供していくために、住民の生活圏（地域福祉圏域）を、最も身近な「町内会の組・班」区域から、「自治会・町内会」、「地域自治区の圏域」「伊那市全域」「長野県域・上伊那広域」といった5つのレベルに区分けして考えます。

単位・圏域	主な地域福祉サービスの例
個人・家族（家庭）	
町内会の組・班	○要支援者の発見、見守り、災害時支援の 基礎的な範囲 ・見守りや声かけなど近隣の支え合い活動など
自治会・町内会	○自治会・町内会の範囲 ・区、町内会、地域社会福祉協議会、地区ボランティア、 公民館分館、民生児童委員、保健委員活動など
地域自治区 （市内9エリア） 伊那・富県・美篤・ 手良・東春近・ 西箕輪・西春近・ 高遠町・長谷	○相談窓口、保健福祉の拠点 ・地域包括支援センター、ケアマネジメント ・ボランティア情報交流 ・ボランティア移送 ・デイサービスセンター ・保健活動、健康相談 ・地区社協、地域自治協議会 ・公民館など
伊那市（全域）	○市等の機関 ・福祉事務所、保健センター、地域包括支援センター、子 ども相談室、伊那市社会福祉協議会、 ふれあい相談センターなど
長野県域・ 上伊那広域	○長野県の機関、上伊那広域の機関 ・保健福祉事務所、児童相談所、障害者総合支援 センター、シルバー人材センターなど

「地域（圏域）」の重層的なイメージ



——— 地域福祉計画の圏域

- - - - - 伊那市イーナプラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）の地域ケア会議の圏域

福祉課題によって身近な地域で対応できる課題もあれば、広域的な地域での対応がふさわしい課題もあるので、課題の種類によって対応を行っていく地域・圏域の考え方を調整していく必要があります。

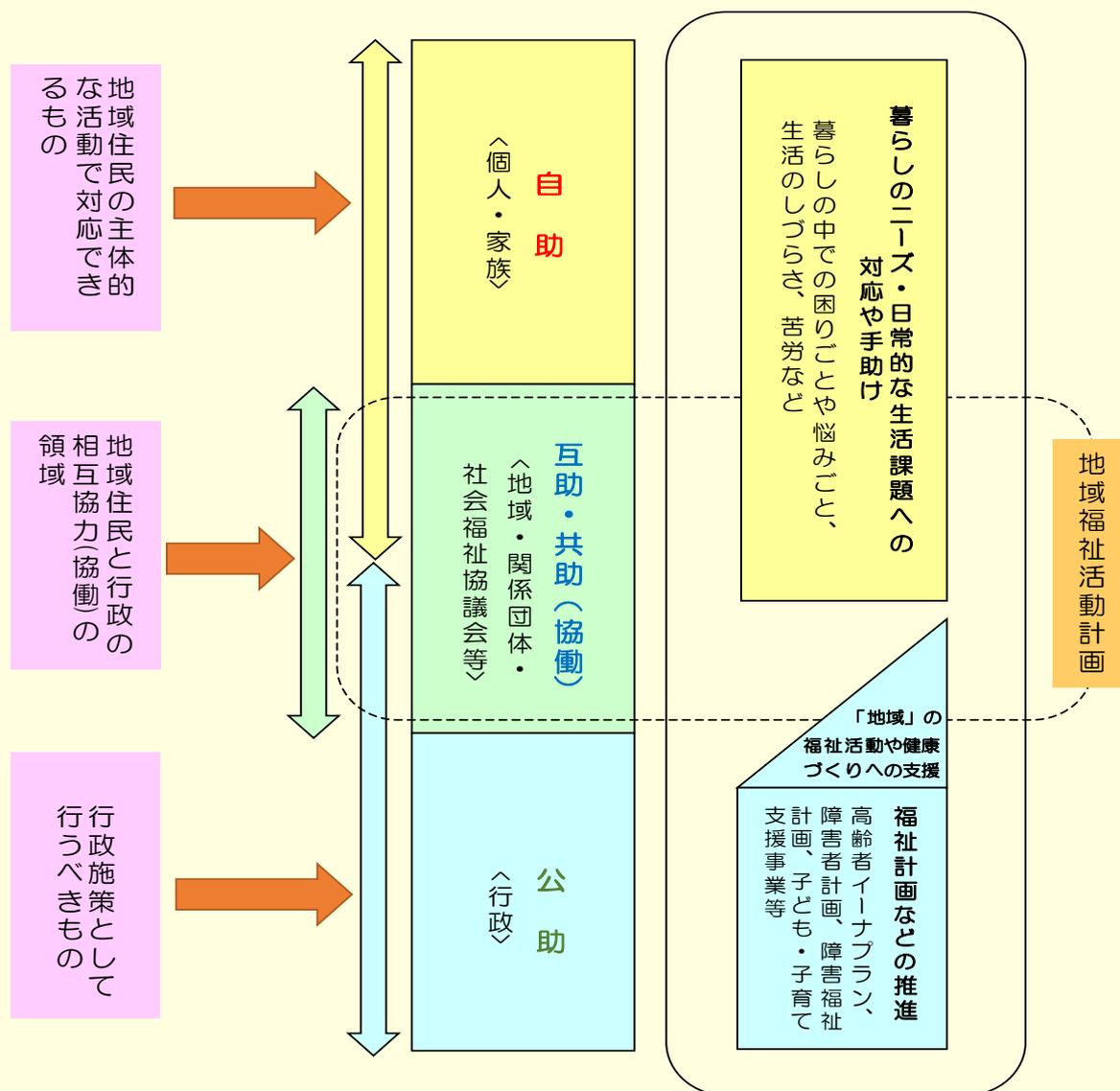
第3章 基本目標と基本施策

◆第3章の記載について◆

第3章では、推進項目ごとに、市民、地域、関係団体、社会福祉協議会、行政の役割を整理して記載しています。

- 自助 ⇒ 個人・家族
- 互助・共助 ⇒ 地域、関係団体、社会福祉協議会等
- 公助 ⇒ 行政

≪「自助」「互助・共助」「公助」と地域福祉計画の関係≫



- 自助 : 個人や家族による自助努力
- 互助・共助 : 地域社会における相互扶助（隣近所や友人とお互いに助け合う）や民間非営利活動・事業、ボランティア、住民活動、社会福祉法人などによる支え合い
- 公助 : 公的な制度としての福祉・保健・医療・介護その他の関連する施策に基づくサービス提供

基本目標1 支え合い・助け合いの地域づくり

■基本施策1：人材の確保と育成・活用

現状と課題

- ボランティア活動は、地域福祉を進めていくために中心的な役割を果たすものです。現在、伊那市社会福祉協議会の「ボランティア・地域活動応援センター」には、福祉・教育・子育てなど、様々な分野の個人、団体が登録しています。
- ボランティアについては大きな期待と協力を求める一方、メンバーの高齢化や時間的ゆとりがないなどの理由で人材が減少していることも事実です。ボランティアの人材確保のためには、活動内容によっては有償のボランティアやそれを支援する体制づくり、仕組みづくりの検討も必要です。
- 地域福祉を一層推進するためには、地域住民やNPO*団体、企業などの民間団体による多様な活動や活力を地域福祉の充実・推進に活かす取組が必要です。また、地域福祉の充実のため、いままで「受け手」とされてきた人にも「支え手」「担い手」としての役割を見出して、活動してもらうための取組が必要です。
- ボランティア活動やNPO活動を更に活性化するために、活動に関する情報提供、団体間の連携、受け手と担い手の間の調整機能を果たす役割のボランティアコーディネーターの育成が求められています。
- きめ細かな地域福祉の実現のためには、民生委員・児童委員*（以下、民生児童委員という。）、主任児童委員*の存在と活動は欠かせません。しかし、これら委員への負担も年々増加する傾向にあることから、これからの地域福祉を共に支える新たな担い手の確保と育成が必要です。

推進項目

- ★ 1 ボランティアの確保と育成・活用
- ★ 2 地域福祉推進のための人材の確保・組織の育成

（注釈*）

NPO：[Non Profit Organization]非営利組織。政府・自治体や企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織。

民生委員・児童委員：民生委員法、児童福祉法に基づき市町村の単位に設置され、県や市町村と相互に協力し、社会福祉の増進に努めることを任務として、地域の要援護者への相談、援助、情報提供等の奉仕活動を行っている。

主任児童委員：民生児童委員の中から指名する。民生児童委員とともに活動するが、特に児童福祉問題を専門に相談・支援等の奉仕活動を行っている。

★ 1 ボランティアの確保と育成・活用

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ちょっとした手伝いや支援が必要なときは、遠慮なく助けを求める。 ◆さまざまな年代で、それぞれの立場でできるボランティア活動に積極的に参加する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種ボランティア講座を開催する。 ◆支援を「する」「される」という一方通行ではなく、お互い様のボランティア育成に努める。 ◆ボランティアのニーズと活動を調整する。 ◆ボランティア・地域活動応援センターの体制と機能を充実する。 ◆災害時には、関係機関と連携し、災害ボランティアセンターを設置する。また、災害時の支援について広域的なネットワークの構築を図る。 ◆高校生、大学生、市内企業など若い世代の方を中心としたボランティア講座への参加案内や福祉施設や地域作業ボランティア体験等への参加呼びかけを行い、ボランティア活動へのきっかけづくりに努める。
公助	社会福祉課 福祉相談課 地域創造課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティアの育成や調整に必要な人材の育成を支援する。 ◆企業などで行われる福祉研修の開催を支援する。 ◆活動の担い手となる人材の発掘を支援する。 ◆協働*のまちづくり交付金をはじめとする地域や各種団体の主体的な活動への支援を通じて、まちづくりの担い手となる人材育成を図る。 ◆ボランティア・地域活動応援センターの活動を支援する。 ◆地域づくりをリードする福祉的視点を持った人材を重層的支援体制整備事業の中で育成する。 ◆災害ボランティアセンターの設置に関わる協定を社協と締結する。また、災害時の支援について広域的なネットワークの構築・充実を図る。 ◆個人や組織が行うボランティア活動に対して支援することで、ボランティアが参加しやすい体制づくりを推進する。 ◆学校教育において、ボランティア体験や障害、高齢者との当事者交流や疑似体験等を通じて思いやりと助け合いの心を育み、次世代の地域福祉の担い手となる子どもたちへの福祉教育の推進とボランティア人材育成に、学校と連携した取組を図る。

(注釈*)

協働：行政と市民や事業者等の地域で活躍する多様な人や組織とが、共通の目的のためにお互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動すること。

★ 2 地域福祉推進のための人材の確保・組織の育成

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域での、お互い様の助け合い活動に参加する。 ◆地域の福祉活動を理解し、参加する。 ◆特定の人に負担が偏りすぎないように、地域の役員などを分担する。
互助 ・ 共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域社協を中心に福祉のネットワーク化を進め、人材育成に努める。 ◆お互い様でちょっとした生活課題を解決するための生活支援サポーター*育成を行う。 ◆福祉関係団体、NPO等との連携強化を図る。 ◆自分の活動する領域を越境して、福祉課題解決に協力するクロス人材*を育成する。 ◆長期の入院や施設入所等から自宅へ戻った場合に、地域の情報やルール、各種サービス利用などで困らぬよう、個人とケアマネージャー、地域福祉コーディネーター等との連携をスムーズに行える仕組みづくりの構築に努める。
公助	社会福祉課 地域創造課	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉活動への理解、活動の啓発を広報する。 ◆NPO等との情報交換を密にし、協働を図る。 ◆包括的な福祉相談体制を構築する。 ◆協働のまちづくりをはじめとする地域や各種団体の主体的な活動への支援を通じて、まちづくりの担い手となる人材育成を図る。 ◆地域社協が行う地域のゴミ出し支援等の活動を支援する。

(注釈*)

生活支援サポーター：高齢者等について正しい知識を持ち、誰もが安心して暮らせる地域をつくっていく担い手。高齢者等の日常生活を地域で支える大切さを一緒に学び、地域の中でお互い様の気持ちを持って、生活上のちょっとした困りごとをお手伝いする者。

クロス人材：まちづくり分野で、自分の生活やスタイルを大切にしながら、自分の活動分野から一歩踏み出して「本業+α」で活動する人。伊那市重層支援体制整備事業実施計画による造語。

基本目標 1 支え合い・助け合いの地域づくり

■ 基本施策 2：福祉のこころの醸成

現状と課題

- 個人の孤立が進む中で自分らしい生活を継続するためには、地域全体での支え合いが必要であること、さらにその基盤として市民一人ひとりが思いやりの心を持つ必要があることなど、福祉への理解を広げていくことが大切です。
- 福祉教育は、福祉についての関心と理解を深め社会的な共通認識としていくこと、福祉活動に対し主体的に参加や協力を進めることができる個を育成しそのような参加や協力が当たり前の社会になることを目指しています。
- 家庭・学校・職場・地域社会など、あらゆる場と機会を通じて、一人でも多くの市民が人権や福祉に対する理解を深め、身近な地域の福祉を支えている“福祉のこころ”を醸成していくことが必要です。

推進項目

- ★ 1 福祉への理解と啓発
- ★ 2 福祉教育・福祉体験学習の推進

★ 1 福祉への理解と啓発

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭や地域で福祉の重要性を話題とし、常に福祉への関心を持つよう心がける。 ◆イベントや交流会に積極的に参加して、福祉への理解を深める。 ◆「社会的不利(ハンディキャップ)」を正しく理解し、障害のある人に対する差別と偏見をなくす。
互助 ・ 共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域共生社会の実現に向けて、「なから伊那暮らし*」の推進を行う。 ◆様々な団体組織で、福祉や障害などに関する学習機会の場をつくり、啓発活動に努める。 ◆地区、地域社協単位で学習会を開催し、福祉に対する理解を進める機会をつくる。 ◆地区の交流会や行事に、すべての人が参加しやすい環境をつくる。
公助	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉協議会が行う共生社会の実現に向けた事業を支援する。 ◆市報や市公式ホームページ、い～なチャンネルを活用し地域福祉への市民の理解を深める。 ◆学校において、保育園や高齢者施設との交流を通じて福祉への理解を深める。 ◆市民一人ひとりが身近にある人権問題の現実に学び、自らの課題として、考え、判断し、行動して問題を解決する力をつけていくことを願い、「互いの尊厳を認め合う共に生きる心」を育てることを基本とし、そのための取り組みを進める。

★ 2 福祉教育・福祉体験学習の推進

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭では、福祉について考え、話し合う機会をつくる。 ◆福祉に関する各種講座や教室へ積極的に参加する。
互助 ・ 共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校と協力し、小中高等学校で行われている福祉教育の内容を充実する。 ◆信州型コミュニティスクール*の運営に協力する。 ◆長期の休みを利用して、学生同士の交流会や福祉体験を実施する。 ◆児童・生徒等のボランティア活動の受け入れを充実する。 ◆キャリア教育や実習受入に協力し、福祉人材の育成を推進する。
公助	社会福祉課 福祉相談課 学校教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校教育の場において、福祉教育の充実を図り、障害への正しい理解と相手を尊重する心を育てる。 ◆公民館講座で福祉教育、福祉体験学習の推進につながる学習機会を取り入れ、市民への理解、知識の向上に取り組む。

(注釈*)

なから伊那暮らし：伊那市における「共生社会」の姿。暮らしの中で人やモノ、できごとなど様々な事柄において、いい塩梅やいい距離感＝「なから感」が大切であり、お互いに対話し合い無理に白黒つけずに「多様性」・「関係性」・「居場所」という視点で考えていくためのキャッチフレーズ。(造語)

信州型コミュニティスクール：各学校が地域との間に築き上げてきた土台の上に、新たに(1)学校運営参画(2)学校支援(3)学校評価機能を一体的・持続的に実施する仕組み。学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくりを進める。

基本目標 1 支え合い・助け合いの地域づくり

■ 基本施策 3： 地域での支え合い・助け合い

現状と課題

- 地域で自分らしく生活するためには、生活に密着した生活課題や福祉課題を住民自らの力で解決していくことが大切です。そのためには、住民誰もが気軽に参加でき、普段から話し合う機会、性の多様性や障害の有無、年齢、国籍にかかわらず、自由に集い、交流できる機会をつくる必要があります。
- 日頃からの地域のコミュニケーションを円滑にし、一人ひとりの生活を尊重しながら、支え合いのできる地域づくりを目指すことが望めます。
- 支援を必要とする住民が地域で孤立や、ひきこもりなどの状況に至らないよう、地域で支え、見守る体制を一層強化していく必要があります。
- 福祉課題によって身近な地域で対応できる課題もあれば、広域的な地域での対応がふさわしい課題もあるので、課題の種類によって対応を行っていく地域・圏域の考え方を調整していく必要があります。
- 「地域社会福祉協議会（以下、地域社協という。）」は、個々の福祉課題を地域の福祉課題として捉え、共に考え解決していく、地域社会の支え合い、助け合いの中核となる組織であり、地域住民の参加によって運営されています。市内の全地区に地域社協を組織することが当面の目標です。
- 地域には、ボランティア団体のほか、地域に根ざして農業、商業などの事業を行っている営利企業、個人事業主その他の事業者がいます。今後は、多くの事業者が住民との直接的なかかわりを持ち、地域福祉の仕組みに貢献してもらうよう働きかけを行っていくことが求められます。
- 共同募金、赤十字などの公共的な寄付の振興や、地域福祉にかかわる事業を寄付によって運営することも、地域福祉にとっての今後の課題です。

推進項目

- ★ 1 地域活動への参加と交流
- ★ 2 助け合い活動の推進
- ★ 3 地区・地域社協活動の推進
- ★ 4 寄付を含む地域の民間力との協働

★ 1 地域活動への参加と交流

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆公民館や集会所等の既存施設を地域の交流や団体活動の場として、住民相互の親睦と交流を深める。 ◆年齢や性別、国籍、障害の有無にかかわらず、お互いを尊重する。 ◆地域の行事や集いなどに積極的に参加する。
互助 ・ 共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域生活課題や福祉課題の把握・解決に努める。 ◆地域社協を中心に、地域での支え合い・助け合いの仕組みをつくる。 ◆「にじいろサロン*（三世代交流事業）」の開催など、世代間交流と地域ぐるみの子育てを進める。 ◆つながりづくりのための安否確認訪問事業「あいさつ訪問」を進める。 ◆介護施設などとの交流会を実施する。
公助	社会福祉課 福祉相談課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉活動との連携・協働の推進が図れるような公民館活動に努める。 ◆地域を支える分館活動の活性化を支援する公民館活動に取り組む。 ◆モバイル公民館を活用し本館と分館を結び連携・協働の推進が図れるような公民館活動に努める。 ◆地域福祉推進事業の活動について支援を行う。 ◆重層的支援体制整備事業の参加支援事業を推進し、新たな場づくりに向けた支援を行う。 ◆高齢者クラブ*の活動を通じた地域貢献活動に対する支援を行う。 ◆地域のいきいき交流施設*などを活用して、子どもと高齢者などの世代間交流を推進する。

★ 2 助け合い活動の推進

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆良好な近隣関係を築き、お互いに声かけ・見守りを行って、助け合いの活動に参加する。
互助 ・ 共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆「あったかご近所ネット*」など、となり近所や地域での見守り体制をつくる。 ◆介護保険で設定される「住民参加型在宅福祉サービス*」の取組を行う。 ◆声かけ・見守りの必要な子ども・高齢者・障害者等の情報を地域で共有する。
公助	社会福祉課 福祉相談課 学校教育課 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ◆子ども見守り隊*の活動の充実、安心安全の家の登録推進を行う。 ◆ライフライン、宅配業者等との地域見守りネットワーク事業*の協力事業所への意識啓発を進める。 ◆救急医療情報キット*や緊急連絡先カードを必要な家庭に配布し、救急時に救急隊や医療機関へ本人の情報を的確に伝える体制を整える。

★ 3 地区・地域社協活動の推進

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域社協の設立・運営に参加する。 ◆自分の住む地域の特徴や福祉課題を知る・気づく。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区・地域社協の役割と機能強化を図る。 ◆地域社協の未組織地区への設置を推進する。 ◆地域福祉活動の推進を支援する。
公助	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域社協未設置の地域への立ち上げを促進し、地域に根ざした活動の支援を行う。

★ 4 寄付を含む地域の民間力との協働

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域生活課題を抱える住民の地域社会への参加に向けて、「できる事」から無理なく行動する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉法人連絡会を開催し、社会福祉法人が連携して地域課題を解決する仕組みを推進する。 ◆地域の福祉活動を支える赤い羽根共同募金へ協力する。 ◆地元企業や団体等と協力する体制を様々な機会を通じて構築する。
公助	社会福祉課 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内企業に対して、地域福祉活動に関する資料等情報提供を行いながら、参加への理解を求めていく。 ◆市内の企業も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者が社会貢献活動や地域社会の福祉活動（寄付・企業施設の活用等）に参加することを呼びかける。

(注釈*)

にじいろサロン：三世代がお互いの顔を知り、子育てを地域で支える風土を形成するための、三世代が交流するレクリエーションや地域子育て支援事業、交流事業等。

高齢者クラブ：地域での高齢者の親睦を図り、生きがいを高め、健康づくり・介護予防を進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動を行う高齢者の自主的な組織。

いきいき交流施設：高齢者の介護予防や健康づくり、世代間交流の場として地域拠点となる施設。

あったか近所ネット：既存の福祉制度やサービス対象にならない、ちょっとした生活上の困りごとを、隣近所の住民がお互いに手を貸しあい、支え合う仕組み。

住民参加型在宅福祉サービス：平成 29 年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業において、住民が主体となって生活支援や通いの場での介護予防の取り組みを行うこと。

子ども見守り隊：通学路の安全をパトロールする保護者や地域住民のボランティア。

地域見守りネットワーク事業：高齢者、障害者等の孤立死などを防ぐため、電気・ガス・水道・郵便・新聞・宅配などを行う民間事業者と協定を結び、連携して安否確認等を行う事業。

救急医療情報キット：病気発症などの緊急時に備え、身元や持病などが確認できるカードをあらかじめ容器に入れ、冷蔵庫に保管する仕組み。

基本目標 1 支え合い・助け合いの地域づくり

■ 基本施策 4：男女共同参画の推進

現状と課題

- 性別に関わりなく、人権が尊重される社会を推進していくためには、身近な家庭や地域から取組を進めていくことが重要です。
- 従来の性別により役割を分ける意識の発想を転換し、性別によることなく、共に支え合いながら地域の福祉力を高めていくことが必要です。

推進項目

- ★ 1 男女共同参画社会*に向けた意識の啓発

★ 1 男女共同参画社会に向けた意識の啓発

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	◆講座、講演会、研修会などの学びの場に積極的に参加する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	◆中高年層が地域活動に参加できるように、ワークライフバランス*の推進とともに、地域での慣行の見直しへの理解や気運を高める。 ◆LGBTQ ⁺ *等の性的マイノリティへの理解を進める機会を作る。
公助	社会福祉課 学校教育課 文化交流課	◆性別にとらわれず、誰もが「自分らしく」生きるために、社会のあらゆる場面で多様な選択の機会が確保でき、お互いに責任を担っていく社会の実現に向け、知識を習得する機会を提供するとともに、意識改革のための啓発に努める。

(注釈*)

男女共同参画社会：男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。

ワークライフバランス：「仕事と生活の調和」の意味で、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

LGBTQ⁺：レスビアン(Lesbian)・ゲイ(Gay)・バイセクシュアル(Bisexual)・トランスジェンダー(Transgender)・クエスチョニング(Questioning)という単語の頭文字と、それらに当てはまらない、それ以外の性(+プラス)を表す言葉。

基本目標2 福祉サービスの適切な利用と提供

■ 基本施策1：わかりやすい情報の提供

現状と課題

- 市民が必要とする福祉サービスや支援が有効かつ効率的に活用されるためには、日頃から福祉に関する情報を適切に提供することが必要です。
- 福祉に関わる制度やサービスは近年めまぐるしく変化しており、すべての市民が福祉制度やサービス、地域の福祉活動等についての情報を必要なときに、いつでも入手できるよう、様々な手段や機会を活用した情報提供が必要です。
- 福祉サービスや制度に関する情報は、「市報いな」「ふくし伊那」などの広報誌やホームページ、パンフレット、ケーブルテレビ、いなあいネット、声の市報、チラシなどで提供しています。

推進項目

- ★ 1 情報収集・提供体制の整備

★ 1 情報収集・提供体制の整備

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	◆福祉サービスや福祉に関する情報を積極的に入手し理解するとともに、適切に利用する。
互助 ・ 共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	◆市民が適切にサービスを選択し利用できるよう、ホームページやSNS、パンフレット等様々な媒介通じた情報提供に努める。 ◆ふくし伊那を発行し、地域福祉に関する情報を発信する。 ◆事業者同士の連携強化と情報交換を進める。
公助	社会福祉課 福祉相談課 健康推進課 ほか	◆医療機関、介護保険事業所の情報を専門職同士が把握できるよう情報提供を進める。 ◆市報、ケーブルテレビ及び有線等を通じて、わかりやすい健康情報の提供に努める。 ◆保健・福祉・医療等の関連情報の一元化を進める。 ◆介護保険制度や市の福祉事業等の積極的な情報提供を進める。

基本目標2 福祉サービスの適切な利用と提供

■ 基本施策2：相談・支援体制の整備

現状と課題

- 福祉サービスの利用や生活上の困りごとなど、気軽に相談できる身近な窓口が求められています。
- 福祉の個別課題は、多様化かつ複合化しており、これらの課題の中には既存の制度の狭間に入り込んでしまい解決策が見出しにくいものができています。
- 専門性・総合性のある質の高い相談拠点、相談体制の整備を図るとともに、地域住民の身近な相談相手である民生児童委員の活動の充実にも取り組む必要があります。
- 伊那市社会福祉協議会（以下、社協）では「ふれあい相談センター」を開設し、市民からの様々な相談にに応じているほか、「伊那市生活就労支援センターまいさぼ伊那市*」の運営を市から受託し、困窮のほかさまざまな福祉課題がからみあう案件等について、相談と支援の活動を行っています。
- 多様化、複合化する課題の相談に対応する体制として、福祉の分野、産業の分野などのこれまで地域を分断してきた縦割りの制度にとらわれない体制や仕組みづくりが求められています。
- 行政の内部でも、これまでの組織体制の中で、横の連携を強化していく必要があります。また、関連する事業については、課の枠を超えて実施していく工夫も求められています。
- 地域包括ケアシステム*は、各地域に住んでいる高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで持続できるように、介護や医療、さらには住まいや生活支援といった、高齢者を支えるサービスを一体的に提供するシステムのことです。

推進項目

- ★ 1 総合的な相談窓口機能の充実
- ★ 2 全庁的な連携体制の整備
- ★ 3 地域包括ケアシステムの推進

（注釈*）

伊那市生活就労支援センターまいさぼ伊那市：伊那市内在住で生活や仕事でお困りの方の相談にのり、課題の整理を行い、一緒に問題解決の方法を考えて、必要があれば各支援制度への紹介を行っている。

地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自立して生活続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」などを一体的に提供すること。

★ 1 総合的な相談窓口機能の充実

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆市や社協などの相談窓口を気軽に利用して、制度やサービス等を理解する。 ◆ホームページの閲覧やパンフレットの収集など、各種制度の情報収集に努める。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域ケア会議*などを活用し、身近な地域で生活課題を相談し、解決を試みることのできる体制を整備する。 ◆生活課題を抱えた人を見逃さずに、気にかけて相談窓口につなげる。
公助	社会福祉課 福祉相談課 子育て支援課 健康推進課 学校教育課 子ども相談室 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童等の総合的な相談窓口として、子ども相談室のほか子ども専門部署の組織充実を図る。 ◆他機関との連携を図り、必要に応じて専門職による訪問相談を実施する。 ◆乳幼児期から思春期までの子育てや教育に関する相談窓口の充実を図る。 ◆民生児童委員・主任児童委員の資質向上を図り地域住民のさまざまな相談に対応できるよう支援する。 ◆福祉まちづくりセンターで福祉の総合相談窓口を運営し、包括的な支援体制*の強化を推進する。 ◆増加する外国人の支援として外国語による案内の充実や専門の窓口設置について検討する。

★ 2 全庁的な連携体制の整備

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民にとって相談しやすく使いやすい窓口の設置など、利便性が良くなるような提案・要望等を伝えていく。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆重層的支援体制整備事業を活用した、「制度福祉」「地域福祉」「まちづくり」分野との連携体制を構築する。
公助	社会福祉課 福祉相談課 子育て支援課 健康推進課 学校教育課 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ◆既存の相談支援機関を活用し相談支援窓口の一本化を図る。 ◆重層的支援体制整備事業に取り組む中で、関連機関をつなぐ響働コーディネーター*を配置し、複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対し、制度を横断した支援体制を実施するため連携の強化を図る。 ◆「支援会議」や「支援調整会議」を活用して、複雑、複合化した課題を抱える世帯の重層的支援体制を推進する。

(注釈*)

地域ケア会議：個別ケースを多職種で検討することにより課題の解決につなげるとともに、地域課題を地域関係者と共有し課題解決のための取り組みを地域で創出するための手法。

包括的な支援体制：福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組。

響働コーディネーター：多機関協働事業のコーディネーターに対する、伊那市重層支援体制整備事業実施計画による造語。

★ 3 地域包括ケアシステム*の推進

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域での困りごとや生活課題を相談窓口につなげる。 ◆自分の住んでいる地域の共助の取組を知り、協力する。
互助 ・ 共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆支援を必要としている人に気づき、必要な支援を包括的・継続的に提供し、地域生活を支える重層的なネットワークの構築を進める。
公助	福祉相談課 社会福祉課 健康推進課 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療と介護の連携により、入院退院における切れ目のない支援体制や、認知症理解に対する取組及び、疾病の重症化予防に努める。 ◆福祉まちづくりセンターで福祉の総合相談窓口を運営し、各専門相談窓口機関との連携により、包括的相談支援体制を実施する。 ◆住み慣れた地域で暮らし続けるために、支援が必要な人に係る専門職、福祉関係機関のネットワークの構築を行う。 ◆在宅医療・介護連携推進を行い、医療と介護に関わる専門職のネットワーク構築を行う。 ◆認知症高齢者について、関係機関と連携を深め支援を進める。 ◆重層的支援体制整備事業を活用して、地域生活課題に関わる幅広い関係機関とのネットワークを構築する。

(注釈*)

地域包括ケアシステム：介護が必要になった高齢者であっても、自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の五つのサービスを一体的に受けられる支援体制のこと。

基本目標 2 福祉サービスの適切な利用と提供

■ 基本施策 3： 質の高い福祉サービスの提供

現状と課題

- 地域で、できるだけ生活したいという希望等個々の希望やニーズに対応した質の高い在宅サービスが求められています。
- 事業者や施設においては、サービスの質の維持・向上に向けた取組を継続的に行っていくことが必要です。
- 市民が質の高い福祉サービスを受けられるよう、専門性を持った人材の育成が求められています。
- 共生型サービス*等の横断的なサービスについて、事業者が採用しやすい環境を整えていく必要があります。
- 住民参加型の在宅福祉サービス*の推進を図る必要があります。
- 外部評価によって、サービス水準を客観的に評価し、その結果を公表することも必要になっています。
- 県・市では、福祉サービス事業者その他の法人について、その運営やサービスが適正に行なわれているか監査・指導する義務があります。
- 利用者からの苦情を受け止める仕組みの充実を図る必要があります。

推進項目

- ★ 1 在宅福祉サービスの充実
- ★ 2 サービス提供者の育成・支援

(注釈*)

共生型サービス：高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため介護保険と障害福祉サービス相互に共通するサービス。

住民参加型の在宅福祉サービス：平成29年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業において、住民が主体となって生活支援や通いの場での介護予防の取り組みを行うこと。

★ 1 在宅福祉サービスの充実

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆自分らしい将来の生活をイメージする。 ◆在宅で生活するために必要な福祉サービスについて知る。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者のニーズに合った在宅福祉サービスを提供する。 ◆それぞれの地域で、住民参加型在宅福祉サービスを立ち上げる。
公助	福祉相談課 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆在宅介護を行う介護者支援を関係機関と協力連携して行う。 ◆高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度の共生型サービスの充実を図る。 ◆在宅生活を支える基幹サービスとして、宅幼老所*、地域密着型サービス施設*等の必要な整備を進める。

★ 2 サービス提供者の育成・支援

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉サービスの質の向上に資するため、サービスに対する調査等に協力する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆自己評価や第三者評価制度*等を活用し、サービス水準の確保向上に努める。 ◆従事者研修会等に参加し、新しい制度やサービスに対応できる人材の育成に努める。
公助	福祉相談課 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修会、学習会の開催・参加により、職員の専門性を高める。 ◆サービス利用者のための苦情相談窓口の充実を図る。 ◆起業・開設時の立ち上げ支援を継続する。 ◆集団指導、運営指導及び監査により、サービス事業者の質の向上を図る。

(注釈*)

宅幼老所：高齢者や障害者等が、家族や住民と共に住み慣れた地域で生活するための、安全で家庭的な雰囲気のもと、利用者のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供する地域ケア拠点の総称。

地域密着型サービス施設：事業所が所在する市町村に居住する者が利用対象者。施設の規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく対応することができる。

第三者評価：事業者又は利用者でない第三者によりサービスの評価を行い、利用者等への情報提供を行うとともにサービスの質の向上を図ろうとするもの。

基本目標3 自立した生活の維持・継続

■ 基本施策1：健全な生活習慣の確立

現状と課題

- 不規則な生活や偏った栄養摂取、運動不足などによる生活習慣病の増加が深刻な問題となっています。
- 生涯を通じた健康づくりの基礎となる、乳幼児及び学童からの規則正しい生活習慣と食生活の定着が重要です。
- 生活習慣が形成される若年層に健康的な生活習慣の普及・啓発が必要です。
- 家庭や職場におけるストレスの増大などにより引き起こされる「こころの健康問題*」への対応が求められています。
- 自殺者及び自殺未遂者を減らすための対策が求められています。

推進項目

- ★ 1 健全な生活習慣の啓発
- ★ 2 食育と子どもの生活習慣支援の推進
- ★ 3 こころの健康づくり

★ 1 健全な生活習慣の啓発

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活習慣病と正しい生活習慣について学ぶ。 ◆運動習慣を身につける。 ◆循環器健診やがん検診を受けて、自らの健康状況を認識する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆健診のすすめやパンフレットなどによる健康情報の提供に協力する。 ◆地域の健康講座など、健康面を支える環境整備に協力する。
公助	健康推進課 子育て支援課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ◆国が示す正しい生活習慣とは「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」ことであるとしており、家庭生活においてもこれらが確実に実践していくよう働きかけていく。 ◆妊娠期から乳幼児期、保育園、学童期等の健全な生活習慣を獲得できるよう対策に取り組む。 ◆若年層に対して、適切な生活習慣を身につけるための普及・啓発を行う。 ◆健診結果に応じた適切な保健指導を実施する。 ◆地域の健康講座等により、健康面を支えるための情報提供を行い、自身の健康意識の向上を図る。 ◆日常の保育・学校生活及び家庭生活支援の中で適切な生活習慣を身につける。

(注釈*)

こころの健康問題：日常生活に支障をきたすような、自身や家族の健康問題、経済や生活不安、家庭問題などの悩みをかかえること。

★ 2 食育*と子どもの生活習慣支援*の推進

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆食を大切にする、こころを育てる。 ◆望ましい食習慣を身につける。 ◆家族や友人と一緒に食べることを楽しむ。 ◆食育ボランティア等に参加する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆料理講習会などを通して、郷土の食文化を継承する。 ◆生産や流通、農業体験などを通して、地産地消*を推進する。 ◆子ども食堂*などの居場所づくりに取り組み、子どもへの食育や生活習慣の習得機会をつくる。
公助	健康推進課 子育て支援課 学校教育課 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆食事や安心して過ごすことのできる場の提供や、健全な日常生活を過ごすための生活習慣を身につける場の整備を支援する。 ◆関係機関との連携を図り、子ども栄養課題を共有し、課題解決に向けた取組を推進する。 ◆養護教諭、栄養士や給食技師に限らず、学校全体で食に関する意識を高め、子どもと接する取り組みを行う。 ◆健全な食生活を実践するための学習会等を行う。また、子育て支援センターや保育園などで管理栄養士による講話等を開催し、食や健康に関する情報を提供する。 ◆食に関する情報を提供する。

★ 3 こころの健康づくり

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆休養・こころの健康づくりに対する意識を高める。 ◆ストレスに早めに気づき、上手に付き合う。 ◆こころの不調に対し、必要に応じ早期相談、受診をし、重症化を予防する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆身近な相談相手となるよう、こころの健康について正しく理解する。 ◆こころの健康で悩んでいる人を把握したら、話をよく聞き相談機関につなげる。
公助	健康推進課 社会福祉課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ◆身近な各種の相談窓口、連絡先、利用方法などの周知を図る。 ◆心に悩みを持つ人を支援するためのサポーターを養成するとともに、うつ病、引きこもりなどの早期発見・早期対応の体制の充実に努める。 ◆自殺対策計画に基づき、関係機関及び庁内の関係各部署と連携し、自殺者の減少を図る。 ◆学校教育の場で命の教育を進める。

(注釈*)

食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得すると同時に、「食」は「命」を育む源であり、人を育てる原点であることを学びながら、子どもから高齢者まで、健全な食生活を実践するとともに、食べる楽しさを家族で実感し穏やかな心を育むこと。

子どもの生活習慣支援：子どもたちの生活習慣の乱れが学習意欲、体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されていることを背景に、子どもの健やかな成長のための基本的な生活習慣の習得を支援する。

地産地消：地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。

子ども食堂：子どもやその親、および地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団欒を提供するための社会活動。地域交流拠点としての役割も期待されている。長野県では「信州こどもカフェ」として、地域の大人と子どもとのあたたかなつながりの中で、子どもたちの成長を支え、子どもたちに困難を乗り越えて自立する力をつけてもらうため、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品のリユース等により、家庭機能を補完する複数機能を持つ子どもの居場所を総称し、名付けている。

■ 基本施策2：介護予防の推進

現状と課題

- 一人ひとりの生活の質の向上と健康長寿の実現を図り、地域で元気に暮らすために、疾病の予防と介護予防の推進が必要です。
- 介護認定を受ける人の原因疾患として、認知症、脳血管疾患、骨折や関節症が多く、これらの予防や重症化防止が大切です。
- 元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを目指し、高齢者の生きがいのある生活を送れるように介護予防事業*の充実が必要です。
- 参加者は後期高齢者の割合が増加しているほか、男性の参加者が少ない現状があります。

推進項目

- ★ 1 介護予防の普及・啓発
- ★ 2 高齢者等の生きがいづくり

★ 1 介護予防の普及・啓発

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域で元気に暮らすために、介護予防事業に積極的に参加する。 ◆認知症・脳血管疾患・骨折や関節症等への理解を深め、予防や適正受診、重症化防止に努める。 ◆地域の施設等でボランティアに参加する。
互助 ・ 共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活支援サポーターの育成 ◆地域で活動するリーダーの育成 ◆ボランティアポイント事業の推進を行う。
公助	福祉相談課	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内各公民館等で行う筋力トレーニング教室の自主グループに対して支援を行う。 ◆筋力向上トレーニング教室や脳いきいき教室等、地域で参加しやすい介護予防事業を企画・実施する。 ◆出前講座・健康教育で重症化予防のため疾病予防の普及を行う。 ◆介護予防事業をサポートする人材育成を行うため、シルバーリハビリ体操指導士・いきいきサポーターに養成講座を開催する。 ◆高齢者の介護予防を目的としたボランティアポイント事業*を実施する。

(注釈*)

介護予防事業：高齢者が要介護や要支援になるのを防ぐ目的で、様々な取組みを行う事業。介護認定を受けていない高齢者も対象としている。

ボランティアポイント事業：介護予防の目的のため、高齢者がボランティア活動を行うことに対してポイント等を付与するしくみ。

★ 2 高齢者等の生きがいづくり

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	◆年齢や性別を問わず、それぞれの立場で出来る地域活動・学習活動に参加する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	◆高齢者などが生きがいづくりの場に積極的に参加できる機会をつくる。 ◆生きがいづくりが推進されるよう、活動の調整役を充実する。 ◆高齢者クラブの未組織地区への組織化に向けた取組を進める。
公助	社会福祉課 生涯学習課	◆人生100年時代を迎え生涯の生きがいづくりにつながる講座の開催や世代間交流を図るイベントの実施など各種活動の充実に努める。 ◆高齢者クラブへの活動支援や高齢者の知恵袋事業を活用した生きがいづくりの創出を行う。

■ 基本施策3：さまざまな課題を抱える者の就労・自立支援

現状と課題

- 高齢や心身の障害、貧困など様々な要因が重なり、日常生活に支障をきたすなど、孤独・不安を抱え社会的に孤立する世帯が増えています。
- 高齢者・障害者・失業者・生活困窮者など社会的に不利な立場にある人や不登校やいじめなどにより地域で孤立し、ひきこもりにならないよう、又はひきこもり状態から脱出できるよう、生活の自立に向けた適切な相談・支援が必要です。
- 就労に困難を抱える人に対する横断的な支援を行うなど、就労の機会の確保が必要です。
- これまで支援の受け手とされてきた人たちを含め、高齢者や障害者などが、地域社会に参加しながら、生きがいをもって地域生活を営むことができるよう、居場所や仲間づくりを進め、さらには支え手となって活動できるよう、地域での様々な活動への参加を促進することが必要です。
- 高齢者がアパートに入居する際に必要な保証人がいない場合など、住居の確保に困難を抱える高齢者等を支援する体制の整備が必要です。
- さまざまな疾病（がん・うつ病・若年性認知症等）を患っていても暮らしやすい地域を作ることが求められています。
- 触法障害者*等が地域社会の中で居場所を見つけ、自立した生活を送れるような支援が求められています。
- 日本語の理解に不自由があることを理由に、就労できず生活に困窮したり、社会から孤立したりする外国人がいます。

推進項目

- ★ 1 ひきこもり者・生活困窮者等の発見と支援
- ★ 2 就労の機会の確保
- ★ 3 地域活動への参加の促進
- ★ 4 住居の確保に困難を抱える高齢者等の支援
- ★ 5 さまざまな疾病を持ちながらもできる社会参加支援
- ★ 6 犯罪をした者等の社会復帰支援

（注釈*）

触法障害者：法律に違反する行為をする障害者。

★ 1 ひきこもり者・生活困窮者等の発見と支援

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	◆近所に孤立した世帯がないか気にかける。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	◆社会的なつながりが乏しい引きこもり者や生活困窮者を見逃さず、気にかける。 ◆行政のひきこもり相談窓口と連携して、参加支援としてさまざまな参加する機会を構築する。 ◆つながりが少ない在日外国人や外国由来の方のニーズを把握する。
公助	社会福祉課 福祉相談課 健康推進課 学校教育課	◆早期発見・早期支援につなげるためのネットワーク構築を図る。 ◆利用可能な相談窓口・支援関係機関情報を集約し、住民に対して情報を市報等により発信する。 ◆ひきこもり者、生活困窮者等複合的な課題を持つ世帯の支援について、関係機関と連携し支援を行う。

★ 2 就労の機会の確保

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	◆ハローワーク・まいさぼ伊那市・若者サポートステーション*など、就労に係る相談窓口を積極的に利用する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	◆中間就労*の場を開拓する。 ◆さまざまな分野と協力しながら対象者に合わせた就労訓練を行う機会をつくる。 ◆民間企業等の障害者法定雇用率を踏まえ、事業主や市民の理解促進のための啓発活動や情報提供等を進める。
公助	社会福祉課 商工振興課 総務課	◆「ジョブカフェ信州*」との連携により、就職に悩みを抱えた若年無業者や障害者などを対象にした「就業に関する個別相談会」を定期的開催するとともに、この活用について広く情報発信を行う。 ◆就労支援機関との連携を図るとともに、庁内において障害者及び障害者雇用についての理解を深める。 ◆行政で行っている事務や業務について、就労訓練につながる内容がないか検討する。

(注釈*)

ジョブカフェ信州：長野県が主体となり、コンサルティングから職業紹介まで、若者の就職に関する様々なサービスを提供する就職支援サービスセンター。

中間就労：一般的な職業に就く「一般就労」をただちに目指すのが困難な人が、本格的な就労に向けた準備段階として、公的支援を受けながら、日常生活での自立や社会参加のために働くことができる就労機会のこと。

若者サポートステーション：15歳から39歳までの方で就職を目指している方の支援をしている機関のこと。

★ 3 地域活動への参加の促進

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	◆住民同士が力を合わせるにより地域が作られていることへの理解を深める。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	◆住民同士の助け合い活動について、支える、支えられるといった一方通行ではなく、お互い様の関係を大切にしたい活動や出番を作る。
公助	社会福祉課 関係課	◆住民同士が協力し地域の一員として暮らすことが、安心して暮らせる地域づくりにつながることを啓発し、参加できる場づくりを支援する。

★ 4 住居の確保に困難を抱える高齢者等の支援

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	◆困っていることを周囲の人に相談する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	◆地域に住居の確保に困る人を見かけたり聞いたりした場合には、相談機関へつなげる。 ◆官民で連携した住宅確保に関するネットワークに協力する。
公助	社会福祉課 福祉相談課 管理課	◆住宅の確保が困難な高齢者等に対して、公営住宅の持つ住宅セーフティネット機能*が果たされるよう、社会経済情勢の変化を踏まえつつ必要戸数を確保し支援する。 ◆県で推進している市町村居住支援協議会等のネットワーク構築を検討する。 ◆身寄りのない単身世帯の増加に対応して、身元保証や住所登録等の支援について検討する。

★ 5 さまざまな疾病を持ちながらもできる社会参加支援

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	◆自分でできる事を見つれたり、身に付けたりするための研修を受ける。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	◆地域にさまざまな居場所をつくる。
公助	健康推進課 福祉相談課	◆相談窓口を明確化して、孤立しない地域づくりを行う。 ◆医療・介護・就労等の関係機関とのネットワーク構築を行う。

(注釈*)

住宅セーフティネット機能：低所得者、障害者、高齢者などが独力で速やかに住宅を確保できるようにする社会的な仕組み。

★ 6 犯罪をした者等の社会復帰支援

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆矯正展*や保護司会の開催する研修会等に参加し社会復帰への理解を深める。 ◆触法障害者を正しく理解する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆保護司会*、更生保護女性の会*が中心となり、社会復帰への支援活動を行う。 ◆犯罪をした障害者や高齢者等について、協力しながら支援活動を行う。
公助	社会福祉課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ◆家族はもとより行政機関をはじめ保護司会、更生保護女性の会や民生児童委員協議会、企業、学校などの地域の関係団体警察署や保護観察所などさまざまな分野の機関と連携し、当事者が必要とする保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を総合的に推進することにより社会復帰を支援する。 ◆社会復帰について啓発するとともに、関係各課と連携して支援を行う。 ◆矯正展の開催にあたり、会場確保の協力や広報のほか、更生保護の取組の周知を行い、住民への理解と協力を推進していく。 ◆保護司会と連携し、更生保護活動を広く市民へ周知、発信していき、再犯防止の重要性と更生保護活動の理解の醸成を図るとともに、保護司適任者の確保に向けた取組と協力を推進していく。

(注釈*)

矯正展：全国の刑事施設（刑務所等）で実施されている刑務作業について、その現状と重要性を国民の皆様に広く知ってもらうため、全国の刑事施設で行われている刑務作業について広報を行うほか、受刑者が改善更生を目指して製作した刑務所作業製品の展示・即売を行っている。

保護司会：保護司の活動は、犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束事（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行うこと、少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰できるよう、釈放後の帰宅予定地の調査、引受人との話し合い等を行い必要な受け入れ態勢を整えること等、犯罪の予防活動があげられる。定められた保護区ごとに保護司会がある。

更生保護女性の会：[更生保護]とは、非行や犯罪に陥った人たちが、再び社会の一員として、立ち直るのを助けようという制度。地域に活動の基盤をもつ更生保護女性会は、更生保護への理解と協力を得るための運動を展開しつつ、広く社会の方々に更生保護の心を伝え、地域に更生保護の土壌を創り上げるために活動をしている。

基本目標4 安心・安全の地域づくり

基本施策1：災害時における要配慮者*の支援体制の整備

現状と課題

- 高齢者や障害者など要配慮者の支援を迅速かつ的確に行うためには、日頃からの要配慮者の把握と情報共有が必要です。
- 災害時に身の安全を守るためには、気象情報や避難情報などを取得すること、家族や近所で情報を共有することが大切です。
- 災害時に地域で助け合い、「逃げ遅れをゼロ」とするために、誰が、誰を、どう支援するのかを「災害時住民支え合いマップ*」などに取組むことにより、把握し、支援方法を確認しておく必要があります。
- 地域においては自主的な防災体制を強化し、避難訓練や要配慮者支援体制の構築が必要です。

推進項目

- ★ 1 要配慮者の把握
- ★ 2 災害情報取得・共有体制の構築
- ★ 3 災害時住民支え合いマップの整備
- ★ 4 防災・減災活動の推進

(注釈*)

要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者。

災害時住民支え合いマップ：災害時における避難過程において、要配慮者、支援者の所在地、避難場所、周辺に活用可能な社会資源などを表記した地図。

★ 1 要配慮者の把握

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆自力での避難が困難な人は、避難行動要支援者*名簿に登録し、自主防災組織や民生児童委員、近所の人などに避難するときの援助などを依頼する。 ◆防災訓練などに積極的に参加し、地域の人とのコミュニケーションを深める。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆「逃げ遅れゼロ」を目指して、自主防災組織、民生児童委員、市等が協力して、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、地域の支援体制を構築する。 ◆個人情報の保護に配慮しながら、名簿等の情報を適正に保管する。
公助	危機管理課 社会福祉課 福祉相談課	<ul style="list-style-type: none"> ◆要支援該当者に個別避難計画*の必要性を丁寧に説明し作成を進め、該当者全員の計画が作成されるよう努める。 ◆具体的な要配慮者支援対策を盛り込んだ地区の防災計画づくりを支援する。 ◆関係部署が協力し、「災害時住民支え合いマップ」の作成・更新を支援する。

★ 2 災害情報取得・共有体制の構築

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆日頃から災害に備え、非常持出品や避難場所を確認する。 ◆テレビやラジオ、新聞、インターネットなどで最新の気象情報、災害状況を手に入る。 ◆伊那市地域安心安全メール*や公式SNS*等に登録し、避難情報などを確実に入手する。 ◆伊那市防災気象情報のサイトにアクセスし、自分のいる場所や地区の状況を把握する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域で行う安否確認により、要配慮者や行方不明者などを集約・共有する。 ◆地域で行う防災訓練に安否確認を取り入れるなど、要配慮者支援を地域課題として意識を高める。 ◆災害時の支援について広域的なネットワークの構築及び参画。
公助	危機管理課 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆「伊那市防災気象情報」などを活用し、個人の早期避難や地区における早期支援を促進する。 ◆防災行政無線から多様なチャンネルへの情報配信を行い、災害情報取得の複層化を図る。 ◆各課と連携し、生活に関する情報の迅速な発信に努める。 ◆災害ボランティアセンターの設置に関わる協定を社協と締結する。 ◆災害時の支援について広域的なネットワークの構築及び充実。

(注釈*)

個別避難計画（避難行動要支援者）：災害時又は災害の発生のおそれがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者、要介護者、障害者等の特に支援を要する災害時避難行動要支援者が、どのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人・家族と確認し作成する、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画。

伊那市地域安心安全メール：伊那市が運営するメール配信システムで、火災・防災・防犯に加え各種行政情報等を配信登録者へ電子メールで伝達するもの。

★ 3 災害時住民支え合いマップの整備

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆自力での避難が困難な人は、災害時住民支え合いマップへの登録を検討する。 ◆家族と話し合い個別避難計画を作成し、住民支え合いマップに反映してもらう。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域で災害時住民支え合いマップの作成・見直しを進める。 ◆マップに基づいた避難訓練を行う。
公助	危機管理課 社会福祉課 福祉相談課	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区防災計画策定を推進し、作成を支援する。 ◆個別避難計画を地区における要配慮者対策（災害時住民支え合いマップの取り組み推進のための関係者への情報提供等）につなげる仕組みを作る。 ◆災害時住民支え合いマップの作成・更新を支援する。

★ 4 地域防災・減災活動の推進

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆防災訓練などに積極的に参加し、初期消火や応急手当などの技術を身に付ける。 ◆災害から自分や家族の身を守るために何をすべきか学習する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆要配慮者の避難支援を想定した訓練など、実際の災害に即した防災訓練を実施する。 ◆災害や地域の特性などを学習するために防災講座を開催する。 ◆災害発生後の災害ボランティア*活動の受け入れが円滑にできるよう関係機関と連携を図る。
公助	危機管理課 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉避難所*運営研修会の実施や運営ガイドライン等の作成を行い、具体的な想定による実践的な避難所の開設と運営を行うことができるよう備える。 ◆防災・減災意識の高揚を図るため、総合防災訓練や防災お出かけ講座を継続的に実施する。

(注釈*)

公式SNS等：X（旧ツイッター）、LINE、伊那市防災アプリ、ヤフー防災アプリ等を指し、防災行政無線や伊那市地域安心安全メールと同じ内容が共有される。

災害ボランティア：主として地震や水害、火山噴火などの災害発生時および発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティア。

福祉避難所：大きな災害が起きた時に、支援が必要な人たちのうち、特別な配慮を必要とする人たちを受け入れる避難所。

基本目標4 安心・安全の地域づくり

■ 基本施策2：誰もが暮らしやすい生活環境の整備

現状と課題

- すべての市民が安心して生活するためには、犯罪や事故などへの日頃からの備えが大切です。
- 警察や消防など関係機関との連携により、安心・安全な生活のために適切な情報提供や相談・支援体制の整備が必要です。
- 公共施設等のバリアフリー*化やユニバーサルデザイン*化の推進、歩道の段差解消など、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が安心して移動し活動できる環境づくりが求められています。
- 過疎化と高齢者のみ世帯の増加により、高齢者や障害者等の中で、交通に不自由を感じる交通弱者、買い物に不自由を感じる買い物弱者が多くなり、社会問題化しています。交通弱者が通院、買い物などのための最低限の交通手段を使うことができるようにしていくことや、地域で最低限の買い物ができる環境を再構築していくことが求められています。

推進項目

- ★ 1 事故防止、防犯体制の整備
- ★ 2 バリアフリー化と障害者差別解消法*等の推進
- ★ 3 地域における交通手段や買い物環境の確保

(注釈*)

バリアフリー：障害者や高齢者等の生活・活動の妨げとなっているバリア（障壁）を取り除いた、障害者等が自由に活動できる生活空間の在り方。

ユニバーサルデザイン：バリアフリーは障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

障害者差別解消法：全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。（平成 25 年 6 月制定）

★ 1 事故防止、防犯体制の整備

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆自分の身は自分で守るため、防犯や事故防止の意識を常に持つと共に、日頃から地域でも意識を高める。 ◆悪質商法*や電話でお金詐欺*等特殊詐欺*への関心を持ち、被害にあわないよう注意する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区自治会、自主防災組織を中心に、ハザードマップ*等の作成を行い、地区内の自然災害上の危険な場所、犯罪の起こりやすい場所を把握し、情報を共有する。 ◆交通安全協会、防犯協会の活動に協力する。
公助	危機管理課 社会福祉課 生活環境課 生涯学習課 学校教育課 耕地林務課	<ul style="list-style-type: none"> ◆保護司会、子ども会育成会と連携し、「社会を明るくする地域づくり大会」の開催、また松本少年刑務所との連携により「矯正展」を開催することにより啓発活動を推進し、犯罪・再犯の防止に努める。 ◆安全な通学路の確保を図る。 ◆年度当初に地域の危険箇所を知り危険を回避する知識を得る。 ◆地域安全の意識高揚を図るとともに、あらゆる暴力を追放する意識を高め、交通事故のない安全で明るく平和な住みよい伊那市を築くため「暴力追放・地域安全伊那市民大会」を開催し、目標に向かって団結する。 ◆地区防犯協会を支援するなど、関係機関と連携した取組の充実を図る。 ◆青少年の健全育成を図るため、街頭補導やあいさつ運動を関係機関と連携しながら進める。 ◆地域や保護者との連携した見守り体制の協力要請や日頃の防犯教育を学校と連携を図り充実していく。 ◆各種交通安全教室の実施と交通安全啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚を図る。 ◆特殊詐欺*や消費者トラブルから高齢者等を守るため、消費生活相談及び消費者への啓発、お出かけ講座を実施する。 ◆野生動物（熊や猿、鹿など）や大型犬等の危険動物の出没に関して、安心安全メールや屋外放送等により危険情報を早期に提供できるよう努め、注意喚起を図る。

★ 2 バリアフリー化と障害者差別解消法等の推進

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆誰もが使いやすい施設・設備の充実に向けて、市民目線での考えや意見を提案する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者差別解消法に基づき、民間事業所でも取組を進める。 ◆多くの人が利用する施設などのバリアフリー化を進める。
公助	社会福祉課 都市整備課 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉団体等の要望により、バリアフリー化を進める。 ◆伊那市住生活基本計画*との整合を図り、ユニバーサルデザイン化を進める。 ◆長野県福祉のまちづくり条例*の基準により、公共施設の整備を行う。 ◆障害者差別解消法に基づき、民間事業所でも取組を進めるための支援を行う。

★ 3 地域における交通手段や買い物環境の確保

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者や障害者の外出を支援するなど、移動が困難な人を支援する。 ◆運転ボランティアに参加する。 ◆移動が困難な人は、必要に応じてボランティア移送*を利用する。
互助 ・ 共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティアや住民活動として移送事業の普及と拡充を図る。 ◆福祉有償運送事業*の継続的な運営を図る。 ◆運転ボランティアの担い手育成を推進する。
公助	社会福祉課 企画政策課 福祉相談課 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢ドライバーにおける交通事故防止の観点からも、関係課等と連携して移動の代替手段の確保に努める。 ◆関係各課と連携し、買物環境を把握するとともに、民間事業者の協力を得て、買物支援事業の拡大を図る。 ◆路線バスや乗合タクシー、タクシーの運賃補助により交通手段の確保を図る。 ◆福祉有償運送事業実施法人への支援を推進する。 ◆寝たきりなどでリフト付車やストレッチャー車を使用しなければ外出できない障害者や高齢者に、福祉タクシーの利用料を助成する。 ◆通院にタクシーを必要とする要介護高齢者等に、タクシーに利用できる助成券を交付する。 ◆交通弱者に対して、各種交通手段のサービスについての周知や広報に心がけ、使いやすい制度となるよう努める。

(注釈*)

ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

悪質商法：販売者が不当な利益を得るような、社会通念上問題のある商売方法の通称。

電話でお金詐欺：電話やはがきなどの文書などで相手をだまし、金銭の振り込みを要求する犯罪行為。詐欺事件の総称として2004年に警察庁が命名した。特殊詐欺の一種。

特殊詐欺：面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、被害者をだまし、被害者に現金などを交付させたりする詐欺。

伊那市住生活基本計画：安全・安心かつ豊かさを実感できる住生活を実現するため、伊那市が目指すべき基本的な方向や取り組むべき施策を明らかにした計画。

長野県福祉のまちづくり条例：障害者や高齢者をはじめすべての人が、安心して行動でき、社会参加できる福祉のまちづくりを推進するため制定されている。

ボランティア移送：地域の移動困難な高齢者等の通院や買い物の際に、ボランティアの運転する車両によって送迎を行うこと。

福祉有償運送事業：NPO等が自家用自動車を使用して、身体障害者、要介護者の移送を行う。

基本目標 4 安心・安全の地域づくり

基本施策 3：安心して子育てのできる環境づくり

現状と課題

- 少子化、核家族化、地域の連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などにより、多くの親が様々な不安や悩みを抱えています。
- 児童虐待や育児放棄に対し、早期に対応できる体制が必要です。
- 育児不安を抱えた子育て家庭を地域で支援できるよう、地域における子育て拠点の確保が必要です。
- 社会環境や大人の生活様式の変化が、子どもの心身の発達に様々な悪影響を及ぼすことが懸念されます。
- 子どもたちのインターネットや SNS を介した犯罪や不審者の声掛け、つきまといや誘拐などの犯罪から守るため、日頃の危険意識の向上が必要です。

推進項目

- ★ 1 地域ぐるみの子育て支援
- ★ 2 心と身体の健康づくりの推進
- ★ 3 見守りが必要な家庭への対応

★ 1 地域ぐるみの子育て支援

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	◆近所の子どもに関心を持ち、あいさつや声かけ・見守りを行う。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	◆地域での世代を超えた交流を推進する。 ◆地域での「にじいろサロン*」の開催を支援する。 ◆高齢者や育児経験者の知恵を学ぶ場をつくる。 ◆地域で子どもの育ちを応援し、さまざまな体験の場を開催する。 ◆子どもの見守りや、子ども食堂などの居場所づくりを推進する。
公助	子育て支援課 学校教育課 健康推進課	◆信州型コミュニティ・スクールの活動の充実を図る。 ◆子育て・孫育て講座を開催し、子どもを地域全体で育てていくための内容の充実を図る。 ◆ファミリー・サポート・センター*など、地域で子育て支援をする仕組みを充実する。 ◆居場所づくりに対する必要な支援を行なう。 ◆職場体験学習*やキャリアフェス*などのキャリア教育を通し、子どもたちが、社会的・職業的に自立し社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を地域とともに育む。 ◆関係機関と連携し、子どもを地域全体で育てていくための支援内容の充実を図る。 ◆各保育園での「地域運営委員会」において情報交換を行い、地域との連携を図り、交流を推進する。

★ 2 心と身体の健康づくりの推進

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	◆家庭でよりよい生活習慣を築く。
互助 ・ 共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	◆乳幼児期から多くの体験や人との関わりを持たせる。 ◆地元の食材を使用した料理講座や男性向けの料理講座、栄養士、保健師を招いての健康講座を各地区で開催し、健康への意識を高める。
公助	子育て支援課 学校教育課 健康推進課	◆保育園や学校では、基本的な生活習慣の習得や食育を推進し、子どもの心と身体の健康づくりを支援する。 ◆保育園、幼稚園、小中学校、子ども相談室*等の専門職による、専門職関係者連絡会を開催し、子育て環境や子どもの健康課題について、情報共有するとともに、改善方法の検討を行う。 ◆養育支援ネットワーク*会議を開催し、妊娠期から産後まで育児支援が必要な妊産婦に対して、切れ目のない対応を強化する。 ◆個性を尊重した保育により、子どもの健やかな成長を支援する。 ◆国が進める「早寝早起き朝ごはん」への取り組みを実践するよう働きかけていく。 ◆市報・ケーブルテレビ等を通じて、デジタルメディアが発達に与える影響について伝えていくほか、乳幼児健診時や子育て支援センターなど保護者が集まる機会に、デジタルメディアの適切な利用方法について一緒に考えていく。

★ 3 見守りが必要な家庭への対応

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	◆学校との連携を密にして子どもの状況を把握する。 ◆子ども相談室などの相談機関を活用する。
互助 ・ 共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	◆心配な家庭に気づいたら相談・連絡をする。
公助	子育て支援課 学校教育課 健康推進課 子ども相談室	◆虐待防止の施策を推進する。 ◆子ども相談室を中心に対応が必要な家庭を支援する。 ◆ライフステージ*に応じた相談体制で、家庭や子育てに関する保護者の悩み等にワンストップで対応する体制づくりを行う。 ◆学校や関係機関との連携を図りながら、要保護・要支援家庭を把握し、状況に応じた支援に繋げる。 ◆養育支援ネットワーク会議、要保護児童対策地域協議会を通じて、各機関との連携を図る。

(注釈*)

にじいろサロン：三世代がお互いの顔を知り子育てを地域で支える風土を形成するための、三世代が交流するレクリエーションや地域子育て支援事業、交流事業等。

職場体験学習：さまざまな職場での社会体験を通して、「働く大人」と接し、働くことの厳しさや楽しさ、やりがいなどを学び、一人ひとりの勤労観や職業観を育む学習。

キャリア・フェス：伊那市では、子どもたちが、社会的・職業的に自立した大人となるよう、長期的な視点に立ち、地域全体で子どもの成長をバックアップする取り組みとして「キャリア教育」を推進している。そのキャリア教育の一環として、中学生がふるさとの産業や歴史、文化と出会うきっかけをつくる行事の事。

ファミリー・サポート・センター：子どもを預かってほしい「依頼会員」と、子どもを預かる「協力会員」が会員となり、地域の中で子育ての助け合いを有償で行う会員組織

子ども相談室：保育・教育・保健・福祉等の相談に適切に応じられるよう、専門スタッフが対応する伊那市の機関。

養育支援ネットワーク：安心して妊娠、出産、育児ができるよう、関係する専門職が連携し切れ目のない支援体制をとること。

ライフステージ：人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、就職、結婚など）によって区分される生活環境の段階のこと。

基本目標4 安心・安全の地域づくり

■ 基本施策4： 権利擁護体制の充実

現状と課題

- 児童、高齢者、障害者への虐待やパートナーによるDV*、セルフネグレクト*に対する相談が増えています。
- 虐待の防止、早期発見・早期対応に向けては、虐待に関する相談支援体制の充実はもとより、相談支援の基盤となる関係機関や関係者等の連携を強化していくことが必要です。また、市民一人ひとりに虐待やその防止に対する基本的知識の普及や正しい理解の促進を図ることも重要となります。
- 虐待については、問題が複雑化している場合が多く、早期解決にむけて、総合的な対応が必要です。担当部署だけでは解決できないケースもあるため、児童では要保護児童対策地域協議会*、高齢者・障害者では伊那市権利擁護ネットワーク*を構築し連携しています。今後も各機関との更なる連携強化が求められます。

推進項目

- ★ 1 虐待・DVの防止に向けた体制づくり
- ★ 2 虐待・DVへの早期発見・早期対応のしくみと連携強化

(注釈*)

DV：「ドメスティック・バイオレンス」配偶者やパートナー等の親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含む。

セルフネグレクト：通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲や能力を失い、自己の健康維持や安全を失うこと。原因は様々で、認知症やうつ病などの精神的な疾患や、配偶者や家族の死により周囲との付き合いが途切れ孤立したり、職を失ったり、慢性的な病気から身体を動かすのがつらくなるなどといったことがきっかけで、年齢に関係なく陥ると考えられている。

要保護児童対策地域協議会：要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うため、児童福祉法第25条の2に基づき設置された協議会。

伊那市権利擁護ネットワーク：虐待や消費者被害などの防止、早期発見、通報・対応ができるように、医師会、警察、弁護士、司法書士等の専門機関と連携した体制。

★ 1 虐待・DVの防止に向けた体制づくり

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	◆困ったこと、心配なことは、一人で抱え込まず、相談機関へ相談する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	◆普段から、あいさつや声かけをしやすい雰囲気を作り、困った様子があれば、声をかけ、一人にさせない。 ◆行政関係機関とも協力しながら、早期発見に努める。
公助	文化交流課 社会福祉課 福祉相談課 子育て支援課 学校教育課 子ども相談室 健康推進課	◆児童、高齢者、障害者に対応する虐待・DV防止の啓発に努める。 ◆要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携を図り、児童虐待の早期発見と対応を行い、虐待防止に努める。 ◆虐待、その疑いが生じた場合に、速やかに相談、通報してもらえよう相談窓口の広報に努める。 ◆あらゆる暴力根絶のため、正しい知識習得のための学習機会を確保する。 ◆様々な広報媒体を通じて、虐待の種類や通報義務等虐待防止に関わる情報を伝え、市民の意識啓発を図る。 ◆養護者の負担を軽減するため、各種制度の啓発に努める。

★ 2 虐待・DVへの早期発見・早期対応のしくみと連携強化

区分	取組主体	取組内容
自助	市民	◆虐待、DVを発見したら、関係機関へ通報する。
互助・共助	地域・関係団体・社会福祉協議会等	◆心配な人がいれば関係機関への通報や、地域での見守りを行う。 ◆行政関係機関とも協力しながら、早期発見に努める。
公助	福祉相談課 社会福祉課 子育て支援課 学校教育課 子ども相談室 健康推進課	◆権利擁護ネットワークの拡充を図る。 ◆児童虐待防止マニュアルに基づき、保護者をはじめとする関係者の意識向上を図るとともに、子どもの安全と生活を守るため、支援体制の充実を図り、早期発見・早期対応に努める。 ◆女性が安心して相談できる窓口を設置するとともに、関係機関との連携により、様々な虐待の早期発見、早期対応に努める。 ◆マニュアル化とケースによる対応の蓄積。 ◆関係機関との連携や役割分担により、問題が深刻化する前に適切な支援を行う。 ◆連携体制を組織として維持していくため、ネットワークの更なる強化を目指す。 ◆複雑化する問題に総合的に対応するため、行政・医療・警察・司法等との連携強化に努める。 ◆緊急時の対応のために、一時的に避難できるシェルターの確保を継続する。

第 4 章

令和6年度～令和10年度

伊那市成年後見制度利用促進基本計画



長野県 伊那市

■ 基本施策5： 成年後見制度利用の促進

(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない方に対して、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、不動産や預貯金などの財産管理や、介護・福祉サービス利用の手続きなどの身上監護を行うことによって本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

・ 法定後見制度

すでに判断能力が十分でない方のために、親族等の申立てにより家庭裁判所が後見人等を選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つのタイプがあります。

後見：判断能力が全くない方

保佐：判断能力が著しく不十分な方

補助：判断能力が不十分な方

これらのタイプは、申立て前に医師に相談して判断していきます。

・ 任意後見制度

本人の判断能力があるうちに、将来の判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ代理人（任意後見人）と支援してもらう内容を契約（任意後見契約）で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人が作成する公正証書によって契約します。

本人の判断能力が不十分になった時に、家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することで、あらかじめ公正証書で定めた内容の任意後見が開始されます。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画の目標

① 高齢者・障害者の総合的な権利擁護支援体制の構築

② 成年後見制度を必要とする人が安心して利用できる体制の整備

* 初版の成年後見制度利用促進基本計画は第3次地域福祉計画内で策定
(本基本計画は以下、「伊那市基本計画」という。)

成年後見制度利用促進法 抜粋

(市町村が講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

③ 計画の期間

「伊那市基本計画」の計画期間は、第4次「伊那市地域福祉計画」内で策定するため、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年を計画期間とします。

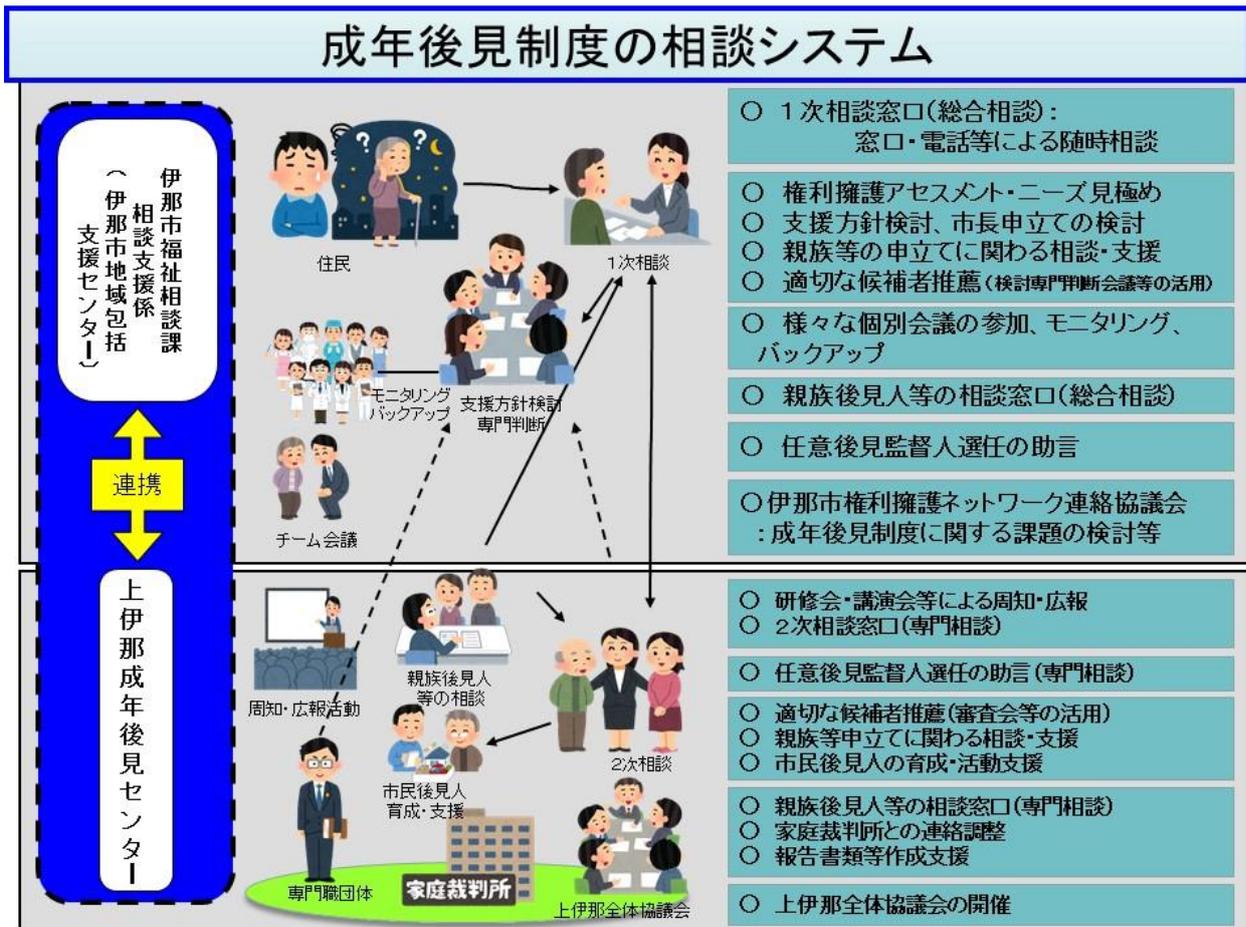
④ 他の行政計画との整合

「伊那市高齢者イーナプラン(高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画)」(計画期間:令和6(2024)年度から令和8(2026)年度)、「第4次伊那市障害者計画」(計画期間:令和6(2024)年度から令和10(2028)年度)、その他の関連計画との整合性を図ります。

(3) 伊那市の現状と課題

① 現状

- ア) 伊那市では福祉相談課相談支援係に権利擁護や成年後見制度相談の窓口を設置し、上伊那成年後見センター*や伊那市社会福祉協議会と連携・協力しています。
- イ) 「伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会*」において、権利擁護や成年後見制度の課題等について、専門職や関係団体を協議しています。
- ウ) 成年後見制度の相談システムは以下のとおりです。



② 課題

- ア) 成年後見制度利用者数は増加傾向
- 成年後見制度利用者数は増加し(資料①ア)、介護支援専門員や病院等の関係者の調査(資料③ア)からも、成年後見制度を必要とする方は増加してきていると考えられます。
- 福祉相談課では、本人・家族、関係者と調整をすすめ、必要な手続きをしていきます。
- イ) 後見人等受任者の不足
- 伊那市では成年後見人制度の利用者数が増加しており、上伊那成年後見センターや専門職等(弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士)の協力により受任できていますが、不足気味で受任調整に時間がかかっています。

(4) 具体的な取り組み

① 伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会の開催

「伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会」を開催し、虐待を含めた様々な課題を検討し、権利擁護支援を進めていきます。

② 身寄りのない方の支援

核家族化や、関係が希薄化している家族が増えており、身寄りがいても支援を受けられない、または身寄りがない方が増えています。

医療同意や死亡後の事務などに課題があるため、身寄りのない方の支援についてガイドラインの作成を検討していきます。

③ 成年後見制度市長申立ての迅速な判断

判断能力がない方、身寄りのない方、経済的な虐待を受けている方の市長申立ての迅速な判断を行います。

市長申立ての場合は、「伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会個別検討部会」を通して上伊那後見センター・専門職団体へ受任依頼を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業等の普及啓発

ア) 市民や後見人等に広報・周知を図ります。

イ) 障害者・高齢者を支援している事業所については、研修を実施し制度の普及啓発を図ります。

ウ) 必要な方には、成年後見制度に関連した、「日常生活自立支援事業」「くらしの安心サービス」や家族信託や民間の財産信託サービス等の情報提供を行います。

⑤ 後見人等の支援

専門職が後見人となった場合は、相談・連携・支援を行います。

⑥ 上伊那成年後見センターとの連携

ア) 上伊那成年後見センターが主催する、上伊那管内の権利擁護に関する専門職と協議する、地域連携ネットワーク会議*に参加し、各市町村の状況を把握し、後見人不足等の課題を検討します。

イ) 上伊那後見センターが実施する市民後見人の育成支援に協力します。

ウ) 上伊那後見センターが実施する成年後見制度普及啓発に協力します。

⑦ 不正防止

関係職員の不正防止に取り組み、相互に連携・相談できる体制を整えます。

⑧ 担当職員のスキルアップ

虐待も含めた権利擁護問題への対応スキルの向上のため、職員同士の情報共有や、県や専門職団体が開催する研修会参加、先進市町村の状況を積極的に学んでいきます。

(注釈*)

上伊那成年後見センター：上伊那郡内の8市町村を対象に、成年後見制度・権利擁護等に関する相談に応じている。伊那市社会福祉協議会に設置。

伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会：高齢者及び障害者が受ける虐待その他権利侵害に対し、関係機関等と連携し、その防止及び適正な支援等を行うための協議会。保健、医療、福祉関係者等が委員として組織している。

地域連携ネットワーク：権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるための連携の仕組み。

【成年後見制度に係る資料】

① 成年後見制度の状況

ア) 伊那市の成年後見制度の利用者数

年	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
R2末	103	26	5	0	134
R3末	109	26	7	0	142

資料：長野家庭裁判所

イ) 市長申立件数

年度	申立件数	高齢者	障害者
令和元年度	9	7	2
令和2年度	6	6	0
令和3年度	13	11	2
令和4年度	12	9	3

ウ) 成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数）

年度	件数	高齢者	障害者
令和元年度	3	3	0
令和2年度	1	1	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	0	0	0

② 高齢者実態調査結果（令和4年実施）

ア) 介護認定を受けていない高齢者

配布数 1,152人 回収 836人 回収率72.6%

成年後見制度の理解度

項目	人数	割合
よく知っている	36	4%
ある程度知っている	337	40%
ほとんど知らない	253	30%
まったく知らない	139	17%
無回答	71	9%

イ) 介護認定を受けている高齢者

配布数 1,568人 回収 1,032人 回収率65.8%

成年後見制度の理解度

項目	人数	割合
よく知っている	53	5%
ある程度知っている	290	28%
ほとんど知らない	280	27%
まったく知らない	244	24%
無回答	16	16%

③ 成年後見制度利用促進基本計画策定に向けてのニーズ調査（令和4年実施）

【令和4年10月に下記の職種、専門職に調査実施】

- ・居宅介護支援専門員、相談支援専門員 83人 回収率約64%
- ・高齢者施設、障害者施設、病院 39施設 回収率 75%
- ・専門職（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士） 4団体 15人

ア) 今後成年後見制度の利用が必要と考えられる人数

今後成年後見制度の利用が必要と考えられる人数	
介護支援専門員、相談支援専門員	66
病院、施設	26
合計	92

イ) 市民後見人の理解度（専門職は除く）

項目	人数	割合
よく知っている	12	10%
少し知っている	63	52%
聞いたことがある	31	25%
まったく知らない	16	13%

ウ) 成年後見制度の相談を受ける時に相談者や家族が困っている内容

(複数回答可)

困っている内容	ケアマネ等	施設等	専門職
1 日常の金銭管理が不安	62	22	12
2 財産の管理や土地・建物の売却を考えたい	26	12	5
3 借金問題	12	4	3
4 消費者被害に遭う	18	3	3

5 相続を考えたい	9	4	5
6 施設等の契約ができない	31	9	2
7 支援してくれる親族がない	48	17	6
8 自分自身の将来が心配	17	2	6
9 親亡き後の子どもの将来が心配	15	1	5
10 その他	2	4	5

エ) 成年後見制度の利用につながらない理由

(複数回答可)

つながらない理由の内容	ケアマネ等	施設等	専門職
1 家族がいる	48	25	5
2 制度について理解がない	37	13	4
3 費用負担(申立費用や後見人報酬)が心配	27	8	9
4 申立て手続きが大変	31	10	9
5 裁判所への手続きに抵抗がある	7	3	5
6 後見人等に親族以外がなる場合があり心配	6	1	3
7 後見人等の不正が心配	1	0	3
8 一度申立てをしたら制度の利用が辞められない	2	2	3
9 その他	18	5	1

オ) 伊那市への成年後見制度の利用促進の要望

(複数回答可)

要望の内容	ケアマネ等	施設等	専門職
1 制度や窓口の周知や広報活動	54	29	10
2 支援者等への成年後見人制度の研修	39	15	5
3 後見人等の報酬助成の充実	21	7	12
4 申立費用の助成	25	15	11
5 成年後見制度にかかわる書類作成の支援	36	12	5
6 後見人の担い手の確保	22	11	9
7 市民後見人の充実	9	7	3
8 市町村長申立ての充実	21	11	6
9 上伊那成年後見センターの拡充	16	7	5
10 任意後見制度の普及	14	4	3
11 後見人等の不正防止	8	1	1
12 その他	2	1	0

第 5 章

令和6年度～令和10年度

伊那市再犯防止推進計画



長野県 伊那市

◆ 計画策定にあたって

計画の基本的考え方

（１）計画策定の背景及び趣旨

全国における犯罪件数は年々減少している一方、再犯者率は上昇傾向が続き、近年は約半数の割合で再び罪を犯してしまうという傾向にあります。安心安全な社会の実現に向けては、この「再犯」を防止することが最も重要な課題のひとつとなっており、こうした状況を背景に、国では平成 28 年に再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）を施行し、再犯防止に関する施策を国だけでなく、地方公共団体にも役割として課し、再犯防止の推進に関する計画を策定するよう努力義務を規定しました。

第 4 次伊那市地域福祉計画（以下、「地域福祉計画」という。）では、犯罪をした者等の社会復帰の支援の在り方について、横断的に取り組むこととしています。

再犯防止にかかる支援は住居や就労、生活環境や福祉、教育など多岐にわたるため、犯罪をした者等が地域社会で取り残されることなく、円滑に社会復帰できることを支援していくとともに、市民が犯罪による被害にあうことや犯罪をすることのないよう、安全で安心な地域社会の実現を目指し策定するものです。

（２）計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める「地方再犯防止推進計画」に基づき、伊那市における再犯防止推進計画として策定します。

なお本計画は、地域のつながりを強め共に支え合い、誰もが安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を進める上で、今回策定する地域福祉計画の計画内に位置づけ、再犯防止施策の方向性を示すものです。

（３）計画の基本方針

本市では、誰もが安心して安全に暮らし、社会の一員として互いを尊重し、支え合う「地域共生社会」を実現させるため、行政機関や地域、関係団体がひとつとなって協力・連携できる体制づくりを目指します。また、犯罪や非行をした者等の立ち直りを支え、受け入れることのできる地域づくり、犯罪が起こりにくい社会づくりのために、地域福祉計画に掲げる 4 つの基本目標を重点的な取組として置き、連動する形で再犯防止の施策推進に総合的に取り組みます。

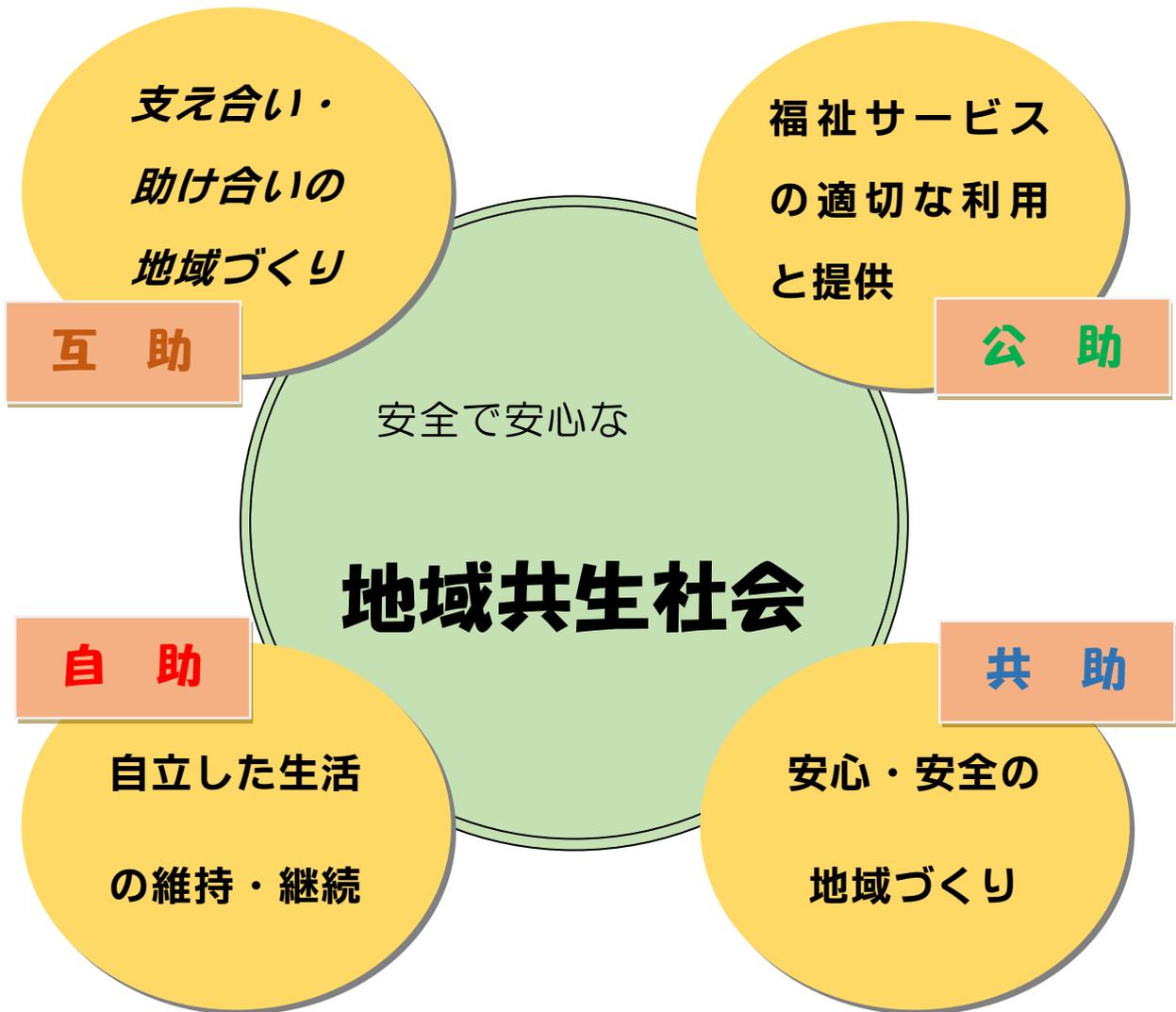
（４）計画の期間

本計画は地域福祉計画と一体的な策定を想定していることから、同計画期間に合わせるものとし、令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度までの 5 年間とします。なお、社会情勢等の変化や再犯防止政策の動向等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うものとしします。

重点的な取組の実施図

- ・差別や偏見が無く、支援・協力ができるような啓発活動
- ・関係機関と連携し、地域ぐるみや近所同士のつながりを通じた防犯対策の推進
- ・共に支え合う地域づくり、福祉の担い手育成に努める
- ・再犯防止活動や地域の支援団体などの組織活動への支援と協賛団体の確保

- ・自立した日常生活や社会生活ができるよう福祉関係団体と連携した相談・支援
- ・生活困窮者への自立に向けたサポートや必要なサービスを確実に受けられる支援の推進
- ・薬物依存やアルコール依存など専門的な対応が確実にとれる総合的な支援体制の確立
- ・学校と連携した防犯、薬物等に係る教育と若年層からの啓発の取組



- ・住環境を提供できる入居支援体制の確立や市社協と連携した生活困窮者自立支援制度による就労支援や住居確保支援
- ・就職が困難な保護観察対象者や矯正施設出所者等の改善更生に協力する民間の協力事業主の拡大と普及促進
- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録推進

- ・社会を明るくする運動の周知・啓発
- ・お互いが助け合い、支え合い、見守る活動を通じて、犯罪そのものが起こりにくい地域環境の推進
- ・青少年の非行や犯罪防止に関する地域活動や啓発活動の実施、居場所づくりや地域ぐるみで見守る環境の醸成など個人と社会がつながる仕組みづくりの構築

◆ 再犯防止に係る施策の取組

施策の推進

■ 基本目標 1：支え合い・助け合いの地域づくり

【現状と課題】

犯罪をした者等が志を持って社会復帰を果たしても、地域社会に溶け込めずに孤立してしまい、生きづらさが再び犯罪や非行に走ってしまう原因のひとつとなっています。

こうした人等が住み慣れた地域や居住を構えた場所で、円滑な社会生活を営むためには、本人の意志や努力はもちろんのことですが、全ての住民が本人へのプライバシーに配慮しつつ、分け隔ての無い受け皿となって、地域で支え合い、助け合うことが大切です。こうした社会を実現するためには、行政、関係機関、地域住民などが相互に協力し合い、一体となって取り組んでいくことが必要です。

犯罪をした者等の指導や支援については、保護司会や更生保護女性の会などの更生保護ボランティア団体に協力をいただいておりますが、保護司の高齢化や協力いただける方が減少傾向にあり、将来的に体制の確保や活動が難しい状況となるのが危惧されます。地域住民に対して、保護司適任者の情報提供や更生保護活動への理解と協力を得るため、広報・啓発活動を通じて、犯罪をした者等に対する支援のための協力体制づくりの構築が必要となってきます。

【施策の方向】

- ◆ 犯罪をした者等の立ち直り、再犯防止や更生保護活動について理解を深め、住民一人一人が差別をしたり偏見を持ったりすることなく正しい理解のもと支援・協力ができるよう広報や啓発活動を推進します。
- ◆ 防犯協会や地域のボランティアなどと協力しながら、地域ぐるみの見守り活動や近所同士のつながりを通じて防犯対策を推進し、犯罪の無い誰もが安全で安心な暮らしが続けられるまちづくりを目指します。
- ◆ 地域福祉の推進のため、地域自治組織や民生児童委員、ボランティア団体、社会福祉協議会や福祉サービス事業者などと協力・相互連携を図りながら、共に支え合う地域づくり、福祉の担い手育成に努めます。
- ◆ 保護司会を中心とした再犯防止活動や更生保護活動、子ども育成会連絡協議会や地域における支援団体など、地域福祉に携わる関係機関と連携強化を図り、組織活動を支援します。また、こうした活動に賛同し協力いただける方の安定的確保に努めます。

■基本目標2：福祉サービスの適切な利用と提供

【現状と課題】

65歳以上の高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高く、また判断能力が不十分な障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

犯罪や非行をした高齢者や障害のある人、また薬物やアルコール依存がある人に対しては、社会生活上の困難さや支援の必要性の程度、障害や疾病の状況等の把握が十分にできていないため、適切な支援が行き届かないことによって、再び薬物などに手を染めるなど、再犯に至ってしまう場合もあることから、それぞれの状態にふさわしい福祉・保健医療サービスへつなげ、適切な治療などを継続的に受けられる支援の体制整備が再犯防止の観点から重要となります。

また、そのような支援を必要とする高齢者等が身近にいた場合に、周囲の住民が気づき、関係機関へつなげることができる見守り体制が必要となります。

【施策の方向】

- ◆高齢者、障害者、その介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供を行うなど、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう市内の各地域包括支援センターや上伊那圏域障がい者総合支援センターなど関係機関と連携しながら権利擁護も含めた相談・支援を行います。
- ◆生活困窮者に対する包括的・継続的相談を行い、自立に向けたサポートや相談支援員による窓口・手続きの同行支援等を行い、必要なサービスが確実に受けられる支援の取組を推進します。
- ◆薬物依存やアルコール依存、認知症や精神障害など、専門的な対応が必要な場合において、医療機関や保健所、地域のサービス事業者などと連携し、緊密な協力のもと、一人一人の状態に応じた適切で継続的な治療が受けられる総合的な支援に努めます。
- ◆学校等と連携し、非行や犯罪、薬物乱用防止に係る教育や周知、実体験に基づく体験談や啓発ビデオの視聴など、若年層からの啓発を図ります。
- ◆地域の身近な相談役として活躍する民生児童委員が、住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握し、支援を必要とする人それぞれに合った福祉サービスが適切に受けられるよう、行政機関や福祉団体、福祉サービス事業者などにつなぎ、的確な情報提供と福祉サービスの提供が図れるよう対応していきます。

■基本目標3：自立した生活の維持・継続

【現状と課題】

犯罪をした者等の中には、前科があることに加え、求職活動における必要な知識や能力を有していないために一旦は就職しても社会人としてのマナーや対人関係の能力不足により人間関係が円滑に築けず離職してしまうなど、職場定着に困難を伴うことが多くあります。また、犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉支援を受けられる程度ではないものの、一般的な就労が難しい者が少なからず居ることや、雇用条件とのミスマッチにより、実際の雇用に結びついている協力事業主は一部にとどまっている実情があります。

就労先の確保のため、就職に向けた相談や支援の充実、関係機関などとの連携強化が重要であり、就労につなぐための支援窓口の整備等、新たな仕組みの検討が必要です。

また、犯罪をした者等は身元保証人がいないなどの事情でアパート等への入居が困難な場合があるなどの課題があります。罪を償い出所した後の適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための前提であり、またそうした人を温かく見守り支える環境が再犯防止を図るうえで大変重要なものです。

【施策の方向】

- ◆対象者の状況に応じて公営住宅等への入居支援や、市社会福祉協議会と連携した生活困窮者自立支援制度による就労支援や住居確保支援を行い、安心して暮らせ、住み続けられる住環境を提供できる支援体制を確保します。
- ◆就職に必要な知識や技能が身に付けられるよう、ハローワークや技能訓練機関と連携し、支援の充実を図ります。
- ◆犯罪歴等のために就職が困難な保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、更生保護に協力する民間の協力事業主について周知を図り、更なる協力拡大と普及促進に努めます。
- ◆保護観察対象者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない、住宅セーフティネットの登録が促進されるよう、県や関係機関などと協力し制度の周知と理解の推進に努めます。
- ◆成年後見制度の利用について啓発を行うほか、制度の利用を必要とする人を支えるため、相談に応じ情報提供や手続きを支援し、市や市社会福祉協議会、専門職の団体など、さまざまな関係機関が連携する体制づくりを図ります。

■基本目標4：安心・安全の地域づくり

【現状と課題】

地域における人と人とのつながりの希薄化は現代社会において顕著にみられる状況です。周囲の人との関わりの煩わしさから、見て見ぬふりや無関心という行動をとり、そのことが地域社会の犯罪を防止する力の低下に直結しています。

安全で安心なまちづくりの実現のためには、防犯対策はもちろんのこと、近所同士のつながりを強固なものにしていくことで、お互いが助け合い、支え合い、見守ることなどを通じて、犯罪そのものが起こりにくい地域環境にしていくことが重要です。

子どもが非行に及び理由として、家庭環境や生活環境、社会環境などが影響していると言われています。非行や犯罪に陥った人のそれぞれの立場に沿った立ち直りを支援するほか、子どもが非行に陥らないために、子どもの育成を家庭だけの問題とせず、行政や教育関係機関、地域が連携して子どもの健全育成を助け、見守っていく必要があります。

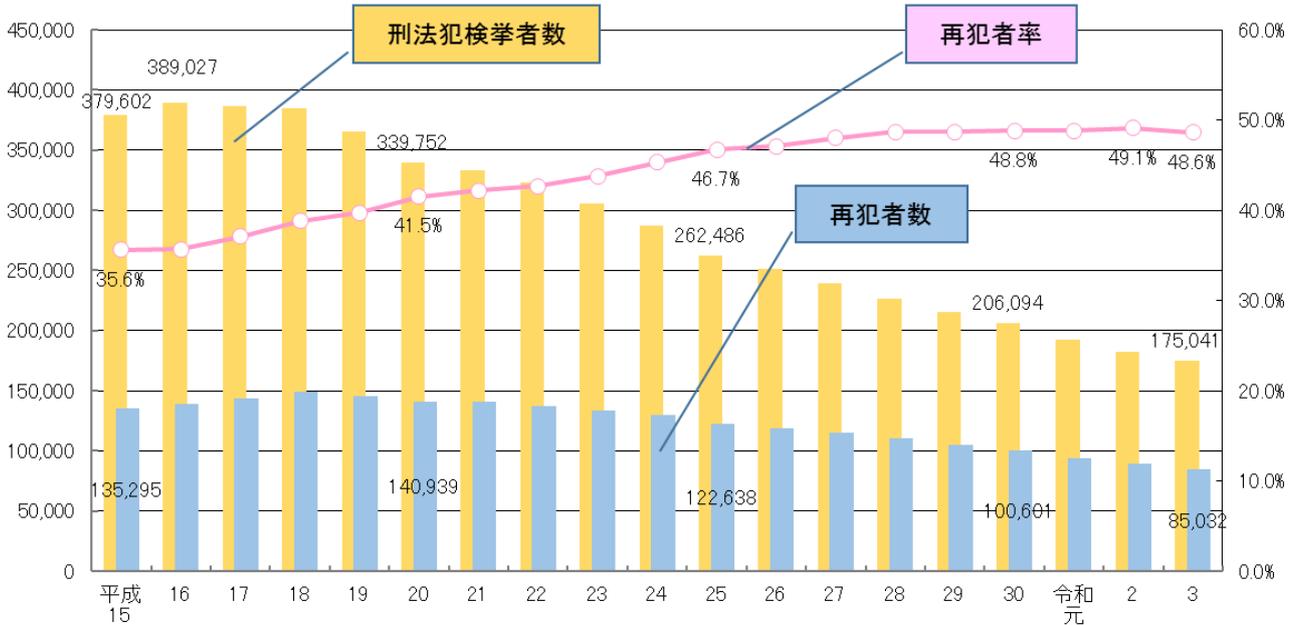
【施策の方向】

- ◆法務省が主唱する、社会を明るくする運動の一環として「社会を明るくする地域づくり大会」を保護司や更生保護女性の会、子ども育成会などと協力して開催し、犯罪や非行の防止、犯罪からの立ち直りを支える地域のチカラを醸成するきっかけづくりとして、広く一般の方への周知と啓発を行います。
- ◆防災行政無線、伊那市地域安心安全メール、各種 SNS を通じて、不審者情報や子どもの安全・安心に関する情報、特殊詐欺や消費生活に関する情報など、注意喚起を行うとともに、情報共有に努めます。
- ◆地域における青少年の健全育成を目的とし活動する、伊那市子ども育成会との相互の連携を図り、学校の長期休業中の非行防止巡回指導など地域の実情に応じた地域活動や啓発を実施し、青少年の非行や犯罪防止に努めます。
- ◆非行の引き金となりうる生活困窮や家庭環境などに対し、子どもの周辺環境改善のためのできる支援を行うほか、見守りを自発的に行う協力者の養成、青少年の居場所づくりの確保など、地域ぐるみで見守る環境の醸成や、個人と社会がつながる仕組みづくりを図ります。
- ◆学校と連携し、児童・生徒の心理的な悩みに対して、専門的な知識と経験に基づいて適切に相談に応じる「スクールカウンセラー」の派遣により、保護者の育児の悩みや相談、学校内での児童・生徒が相談しやすい環境の充実を図ります。
- ◆教育機関等の協力のもと、青少年やその保護者に対して、インターネット利用に係る児童買春や児童ポルノ、ストーカーやいわゆる「リベンジポルノ」等の犯罪被害の実態、個人情報流出等のトラブルなどを周知し、発達段階に応じたフィルタリング等の利用普及、インターネット利用に関する家庭でのルール作りや情報モラルを身に付けることの重要性について積極的な広報啓発を行います。また、近年多発している SNS 等に起因する犯罪から青少年を守るため、SNS等の危険性について教育・周知・啓発を行います。

【再犯に関する資料】

① 再犯者率（全国・長野県・伊那地域）

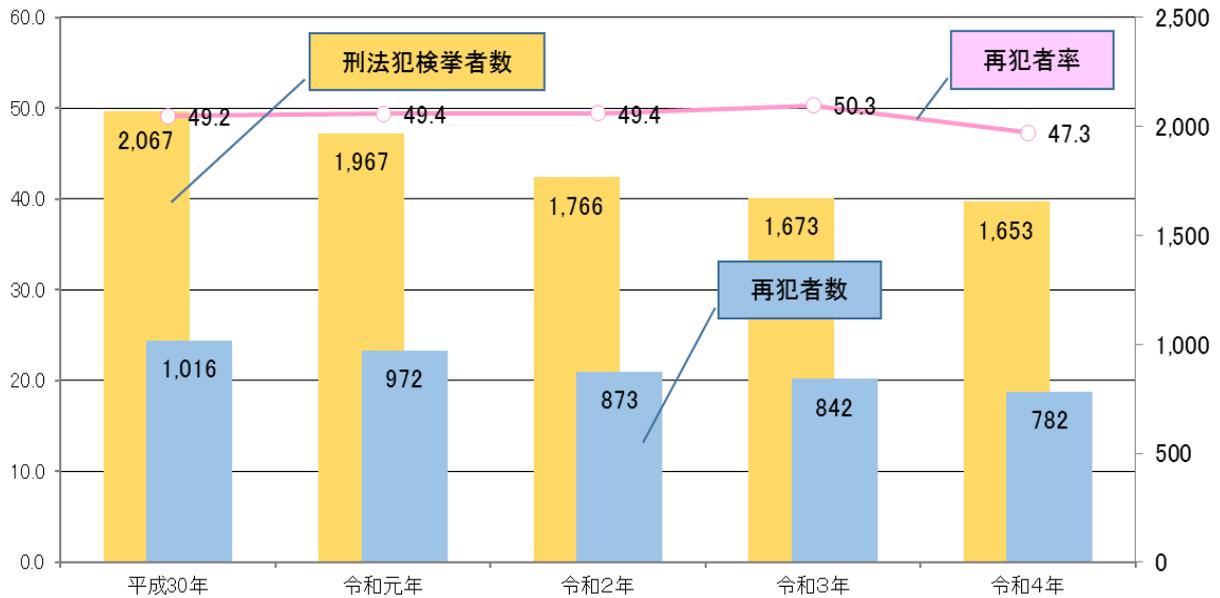
図①-1 全国の検挙者・再犯者数および再犯率



年次	刑法犯検挙者数		
	再犯者数	再犯率	
平成15年	379,602	135,295	35.6
平成16年	389,027	138,997	35.7
平成17年	386,955	143,545	37.1
平成18年	384,250	149,164	38.8
平成19年	365,577	145,052	39.7
平成20年	339,752	140,939	41.5
平成21年	332,888	140,431	42.2
平成22年	322,620	137,614	42.7
平成23年	305,631	133,724	43.8
平成24年	287,021	130,077	45.3
平成25年	262,486	122,638	46.7
平成26年	251,115	118,381	47.1
平成27年	239,355	114,944	48.0
平成28年	226,376	110,306	48.7
平成29年	215,003	104,774	48.7
平成30年	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8
令和2年	182,582	89,667	49.1
令和3年	175,041	85,032	48.6

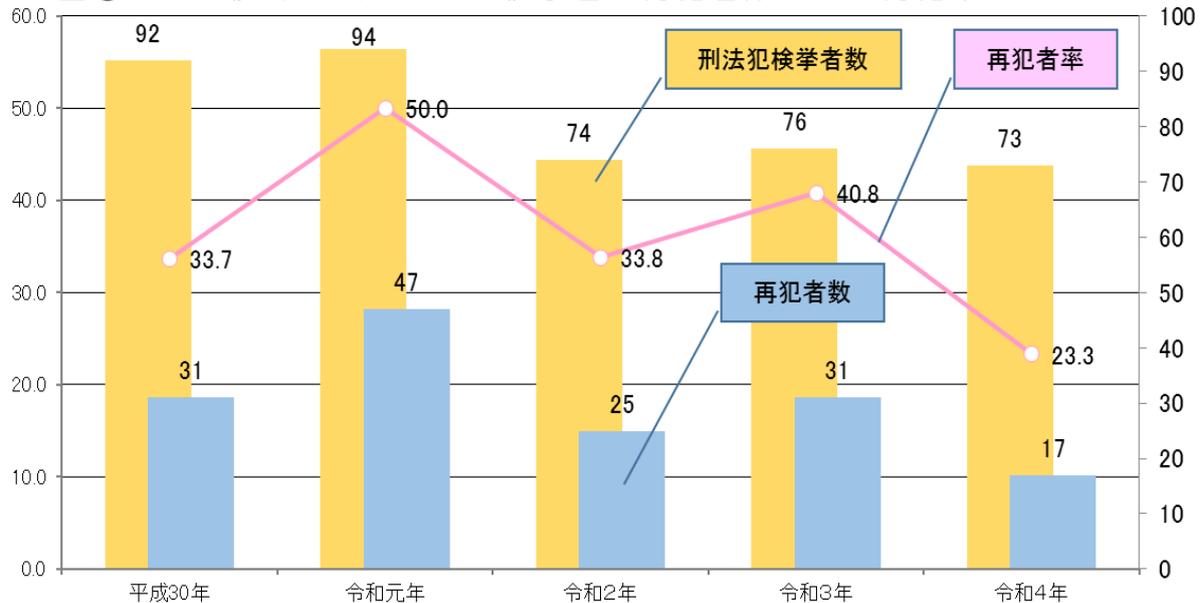
資料：法務省 令和4年版 再犯防止推進白書

図①-2 長野県の検挙者・再犯者数および再犯率



資料：法務省矯正局提供データを基に伊那市作成

図①-3 伊那地域における検挙者・再犯者数および再犯率

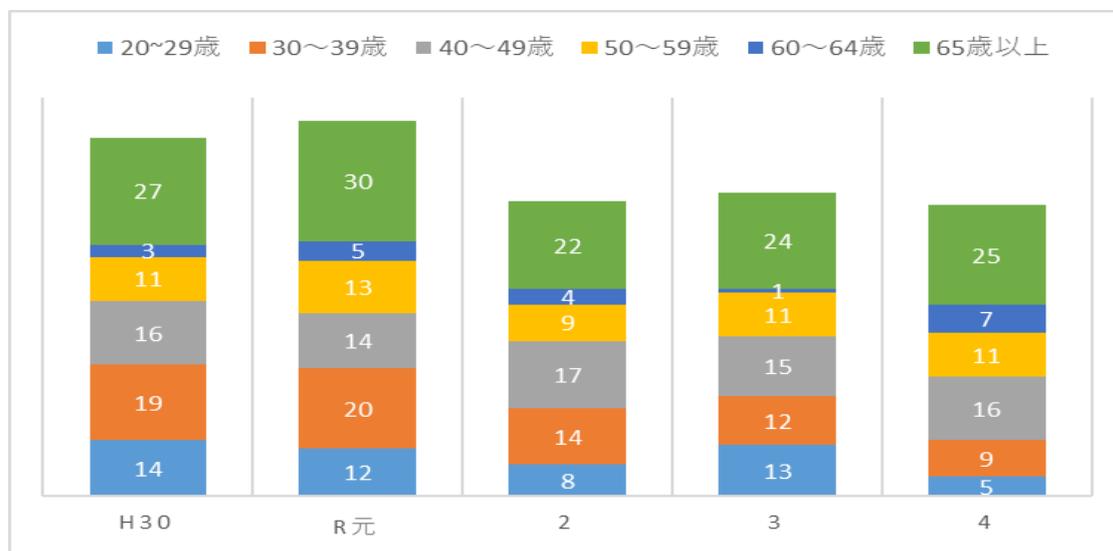


資料：法務省矯正局提供データを基に伊那市作成

全国における刑法犯として検挙された人数は毎年減少しており、長野県、伊那地域においても同じ傾向です。そのうち、再犯者数も伊那地域においては多少の増減はあるものの、概ね減少傾向となっています。再犯率においては、全国的には上昇傾向にあり、令和2（2020）年には最も高い49.1%となっています。長野県においてはほぼ横ばい、伊那地域は関係機関の取組の努力により減少傾向となっており、引き続き犯罪の撲滅と再犯防止の取組を継続していくことが重要です。

② 犯行時の年齢内訳（伊那地域）

図②-1 伊那地域における刑法犯犯行時の年齢別人数

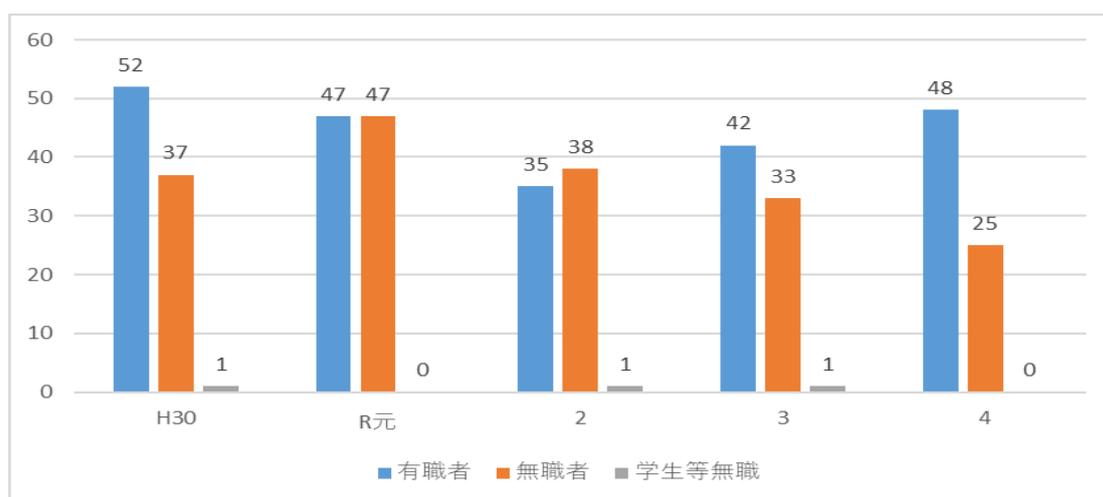


資料：法務省矯正局提供データを基に伊那市作成

伊那地域の検挙人数のうち、65歳以上の割合が最も高いことがうかがえます。この傾向は全国や県の統計でも同様であり、高齢者の犯罪抑止の対策が必要です。

③ 犯行時の就業状況内訳（伊那地域）

図③-1 伊那地域における刑法犯犯行時の有職者・無職者別人数



資料：法務省矯正局提供データを基に伊那市作成

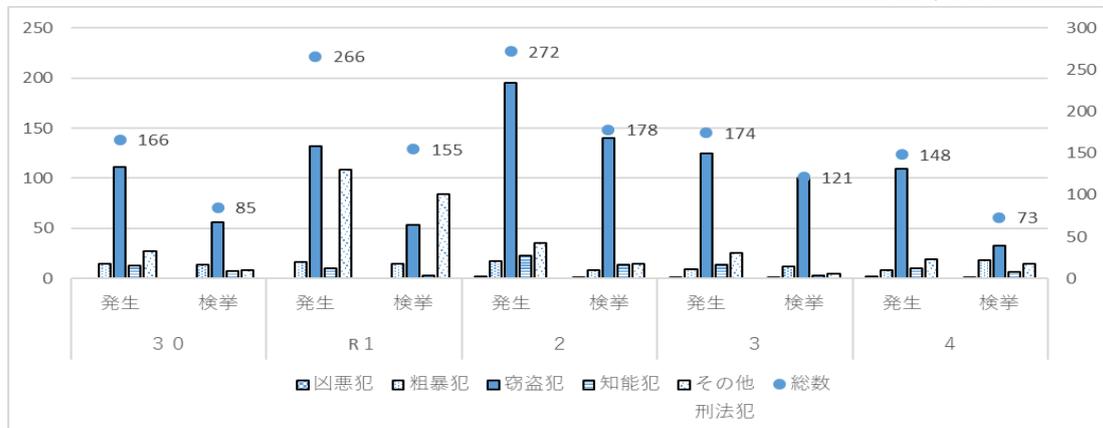
伊那地域の検挙人数のうち、犯行時に無職だった人は半数近くいる傾向が見て取れ、生活上の困窮や社会での生きづらさなど、様々な要因があると思われます。犯罪に至った経緯を分析し、今後の対策に生かす必要があります。

④ その他参考資料

(1) 刑法犯発生検挙状況の推移（伊那警察署管内）

年次	項目	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	その他	他犯
30	発生	166	-	15	111	13	-	27
	検挙	85	-	14	56	7	-	8
R1	発生	266	-	16	132	10	-	108
	検挙	155	-	15	53	3	-	84
2	発生	272	2	17	195	23	-	35
	検挙	178	1	8	140	14	-	15
3	発生	174	1	9	125	14	-	25
	検挙	121	1	12	100	3	-	5
4	発生	148	2	8	109	10	-	19
	検挙	73	1	18	33	6	-	15

資料: 伊那警察署 単位: 件

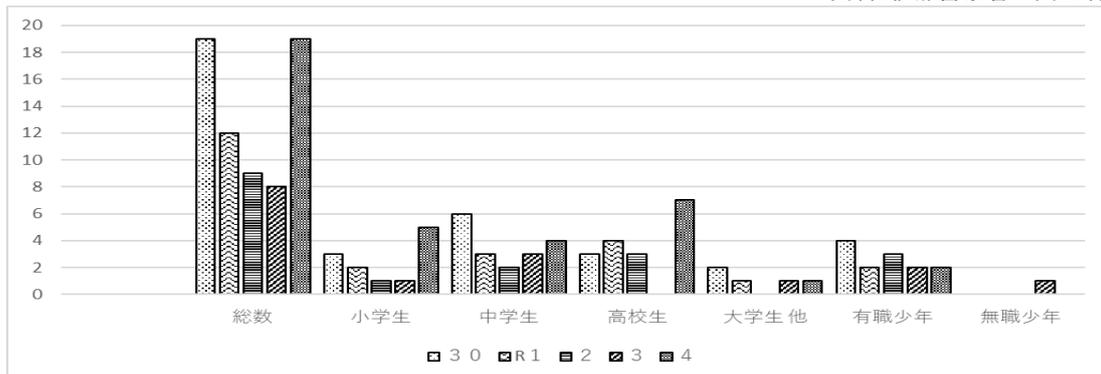


(2) 未成年者の犯罪状況の推移（伊那警察署管内）

年次	総数	小学生	中学生	高校生	大学生他	有職少年	無職少年
30	19	3	6	3	2	4	-
R1	12	2	3	4	1	2	-
2	9	1	2	3	-	3	-
3	8	1	3	-	1	2	1
4	19	5	4	7	1	2	-
4年内訳	凶悪犯	-	-	-	-	-	-
	風俗犯	2	1	-	-	1	-
	粗暴犯	3	1	2	-	-	-
	窃盗犯	5	-	2	1	-	2
	その他	9	3	-	6	-	-

※性犯は“その他”及び“凶悪犯”に含まれる

資料: 伊那警察署 単位: 件



第6章 計画を推進するために

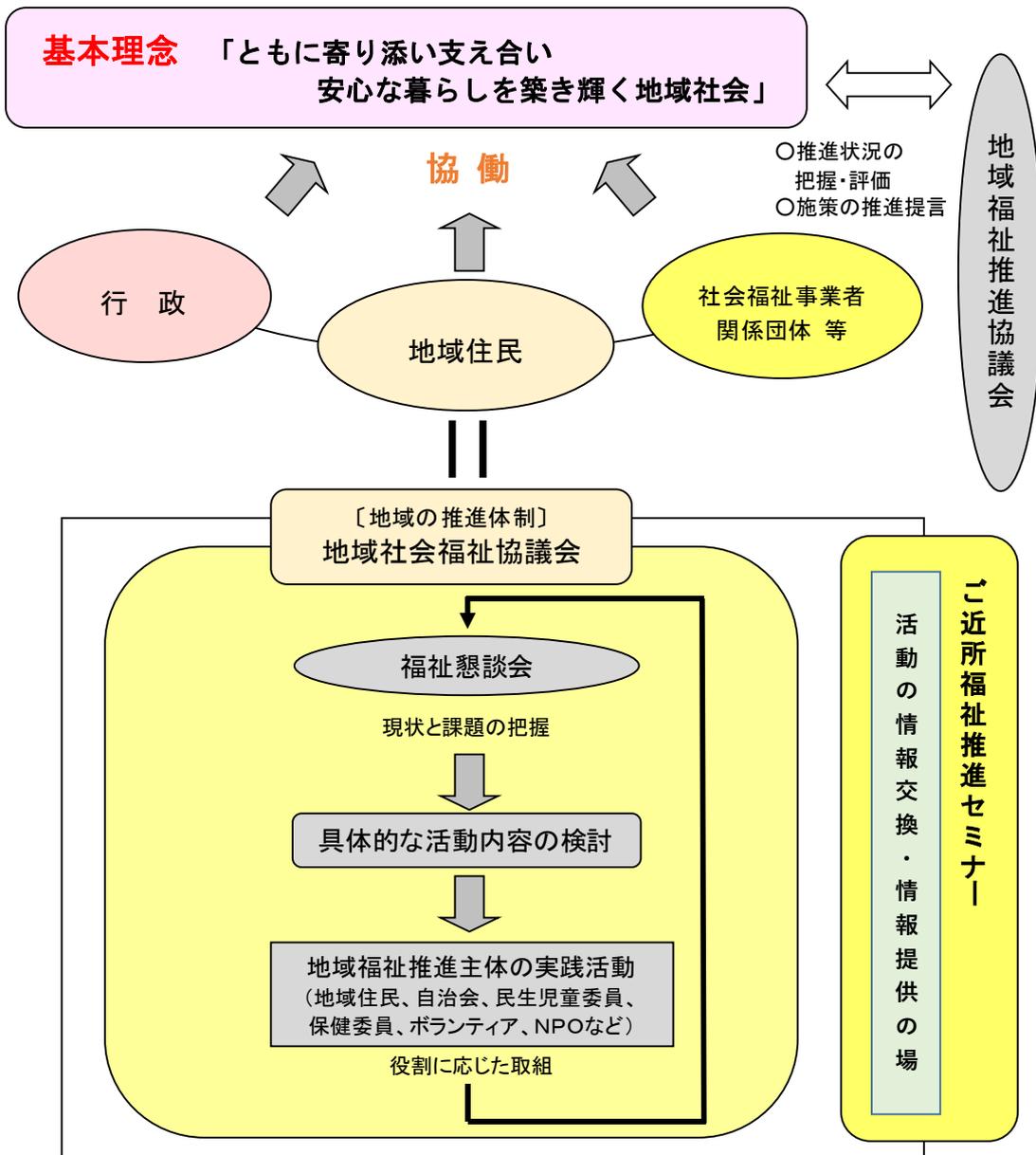
1 計画を推進する体制

地域住民・社会福祉事業者・行政の協働による計画の推進

この計画は、地域福祉推進の基本方針を定めています。今後、計画を具体的に進めるために地域住民、ボランティア、事業者、関係団体・機関等と行政が協働して、地域に根ざした取組を着実に進めていくことが必要になります。

協働による推進体制の整備

地域福祉計画を地域住民と行政、社会福祉事業者（社協等）が協働して進めていくために、以下のような体制を整備します。



2 計画の進行管理・評価

地域福祉関連施策には、他の行政計画にすでに掲載され、数値目標が設定されているものが多くあります。それらの施策の進行管理及び評価は、それぞれの計画に委ねることとします。

ここでは、地域福祉計画の進行管理を行うため、計画の中にある各推進項目を主に、1年ごと、計画の評価を行います。

3 計画の評価指標

地域福祉計画では、下表を評価指標とします。地域での「支え合い、助け合い」の醸成度や地域福祉への関心度をはかる指標としています。

社会情勢に対応するため、3年を目途に必要ながあれば、計画の見直しを行います。

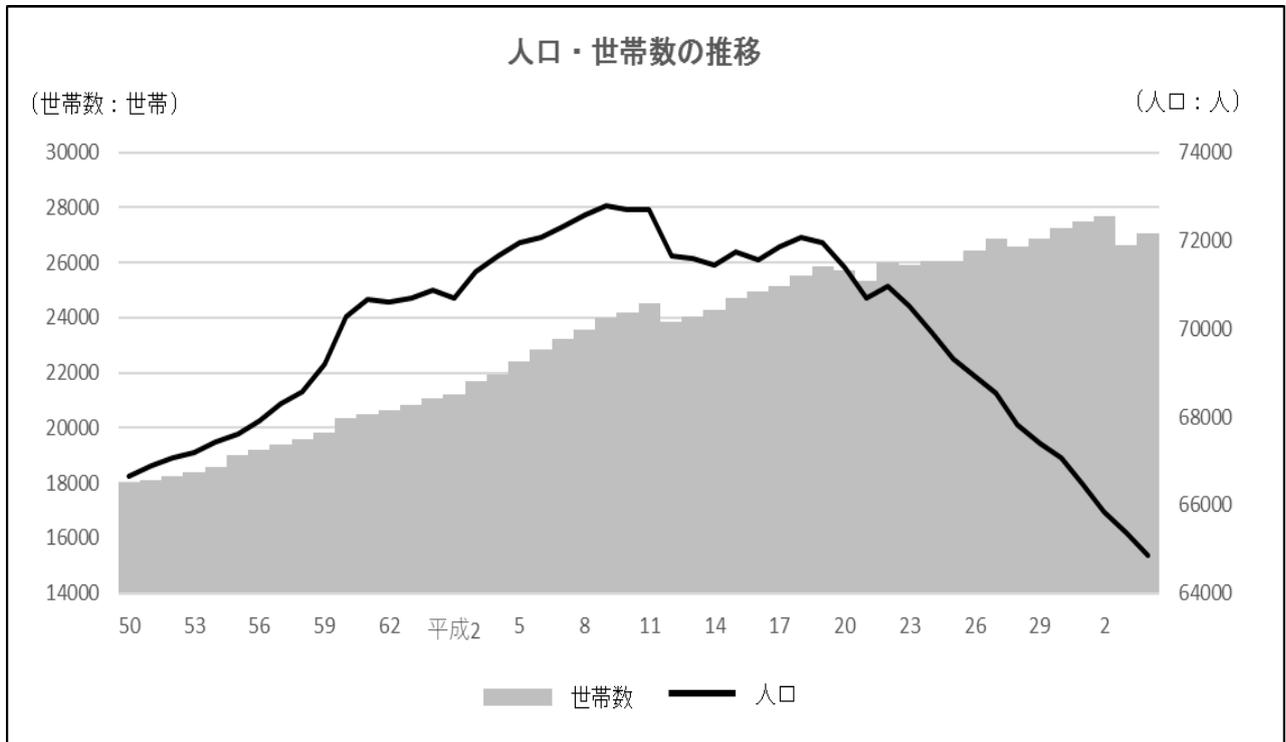
評価指標の分類	現状値		目標値		備考 (数値根拠)
	数値	年度	数値	年度	
ボランティア登録者数 (衛生自治会除く)	4,452人	令和4	4,675人	令和10	5%増加目標
地域福祉推進事業 実施回数	858回	令和4	950回	令和10	10%増加目標
小中学校等における 福祉教室開催	14校 のべ92回	令和4	15校 のべ100回	令和10	10%増加目標
上伊那災害時支援ネット ワーク登録件数	未組織	令和4	40件	令和10	伊那市内事業所 数の1%
災害時住民支え合いマ ップの作成	109地区	令和4	138地区	令和10	27%増加目標

このほか、具体的な評価項目や方法は、地域福祉推進協議会で検討していきます。

第7章 資 料

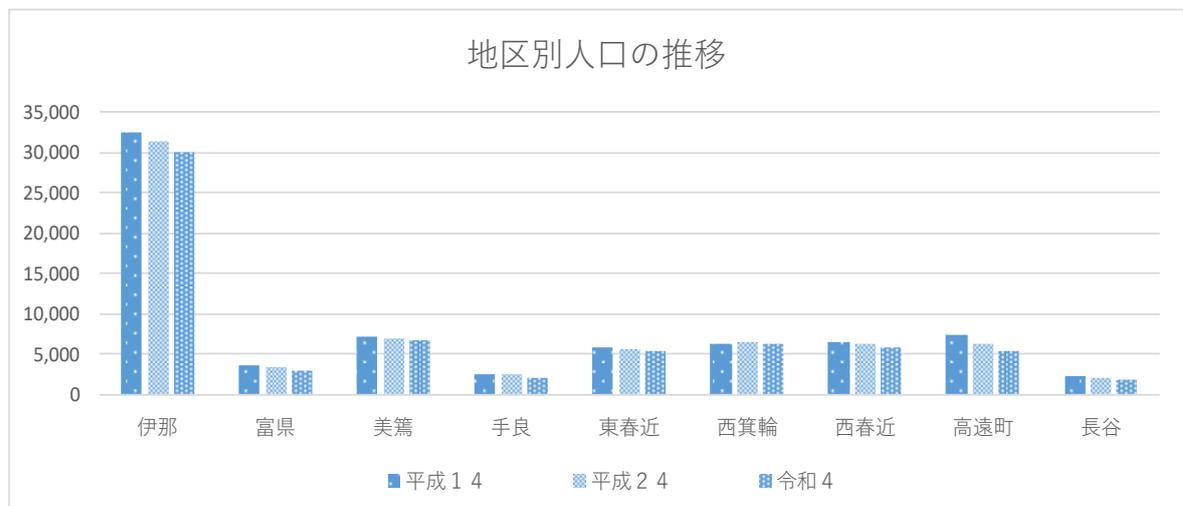
1 伊那市の統計

(1) 人口・世帯の推移



(2) 地区別人口の推移

年次	伊那	富県	美篤	手良	東春近	西箕輪	西春近	高遠町	長谷
平成14	32,611	3,607	7,101	2,438	5,743	6,171	6,536	7,337	2,250
平成24	31,477	3,367	6,938	2,394	5,704	6,546	6,324	6,276	1,985
令和4	30,000	2,974	6,649	2,089	5,431	6,293	5,842	5,303	1,769

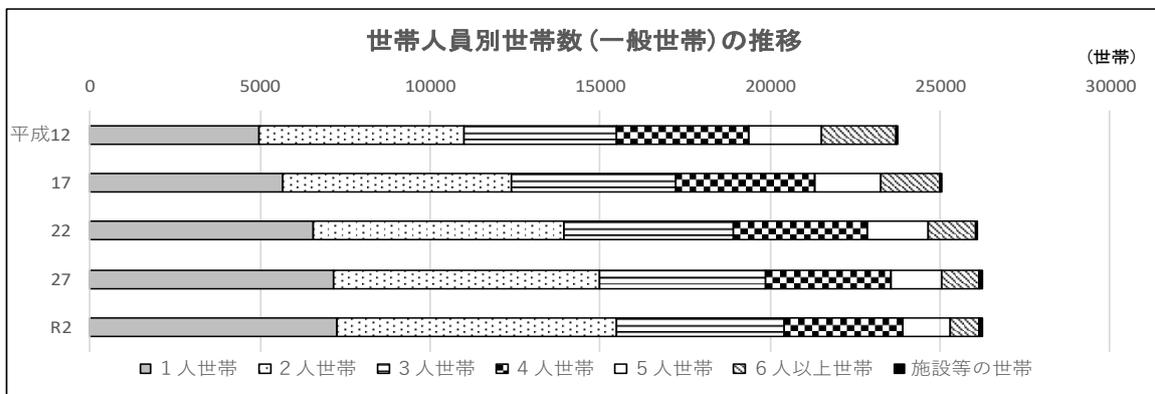


資料：市民課

(3) 世帯数の推移

年次	平成12	17	22	27	令和2
総数	23,710	25,011	26,075	26,179	26,173
1人世帯	4,956	5,673	6,557	7,150	7,261
2人世帯	6,031	6,726	7,364	7,858	8,201
3人世帯	4,520	4,828	5,017	4,854	4,952
4人世帯	3,853	4,072	3,950	3,688	3,486
5人世帯	2,144	1,942	1,794	1,526	1,417
6人世帯	1,397	1,179	923	746	605
7人世帯	675	466	368	288	205
8人世帯	116	113	85	56	40
9人世帯	17	10	10	10	6
10人以上	1	2	7	3	0
施設等の世帯	44	31	37	52	65

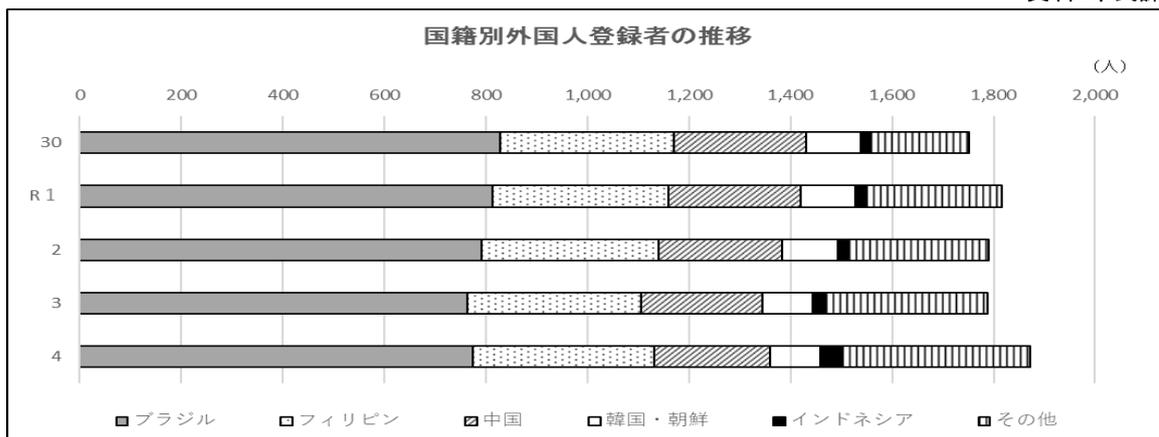
資料: 国勢調査



(4) 国籍別外国人登録者数の推移

国籍	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
総数	1,752	1,817	1,791	1,788	1,871	100.0%
ブラジル	828	813	792	764	775	41.4%
フィリピン	342	347	347	342	356	19.0%
中国	261	259	245	238	228	12.2%
韓国・朝鮮	108	108	109	99	100	5.3%
インドネシア	19	23	21	26	43	2.3%
タイ	26	28	27	21	28	1.5%
ペルー	4	7	6	11	12	0.6%
バングラデシュ	7	7	7	8	9	0.5%
その他	157	225	237	279	320	17.1%

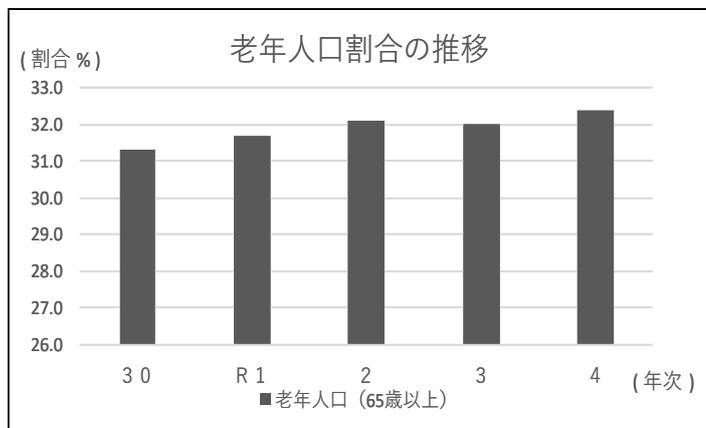
資料: 市民課



(5) 年齢（3区分）別人口の推移

年次	年齢3区分別人口								人口指数			
	総数	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老年人口 (65歳以上)		年少人口	老年人口	従属人口	老年化	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合					
平成30	67,120	8,645	13.0	37,098	55.7	20,902	31.3	23.3	56.3	79.6	241.8	
令和元	66,641	8,469	12.8	36,696	55.5	21,001	31.7	23.1	57.2	80.3	248.0	
2	66,033	8,258	12.6	36,229	55.3	21,071	32.1	22.8	58.2	81.0	255.2	
3	65,482	7,934	12.3	36,030	55.7	20,719	32.0	22.0	57.5	79.5	261.1	
4	65,040	7,710	12.0	35,712	55.6	20,819	32.4	21.6	58.3	79.9	270.0	

※各年10月1日現在



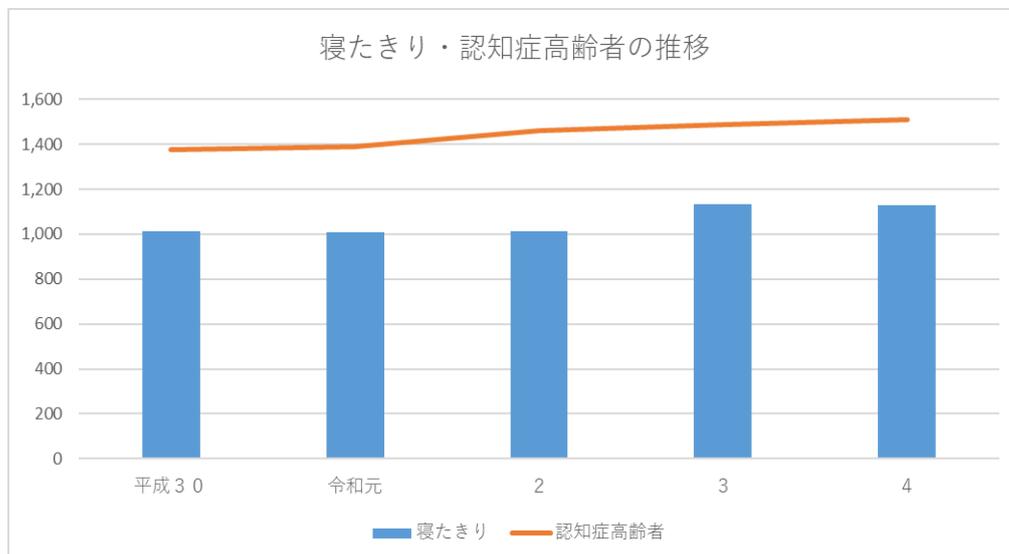
資料：毎月人口異動調査
(総数には年齢不詳の人口を含む)

(6) 寝たきり・認知症高齢者の推移

区分 \ 年度	平成30	令和元	2	3	4
寝たきり	1,012	1,008	1,013	1,135	1,127
認知症高齢者	1,377	1,390	1,461	1,489	1,511

※各年度末現在 ※介護保険認定者数

資料：社会福祉課

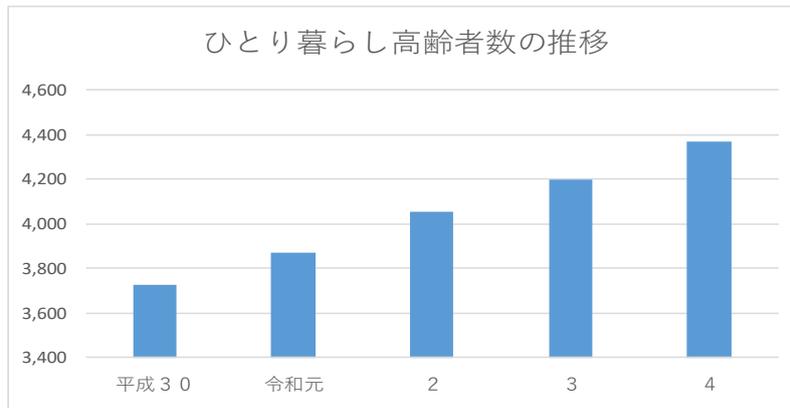


(7) ひとり暮らし高齢者の推移

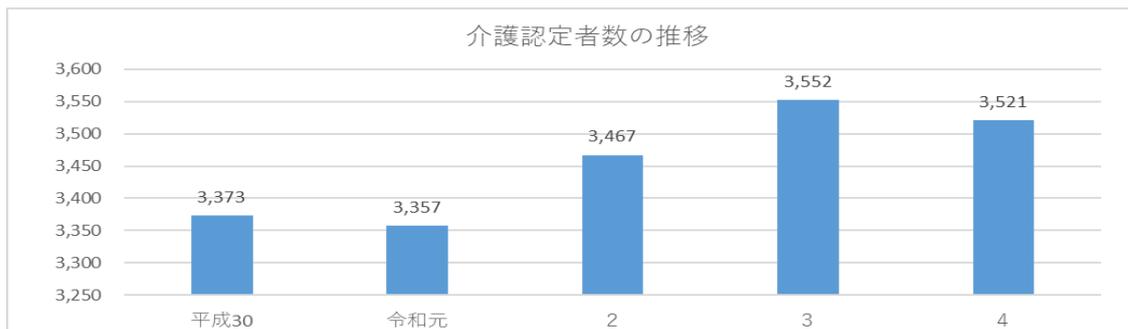
年 度	平成30	令和元	2	3	4
人 数	3,724	3,868	4,055	4,197	4,371

※各年度末現在

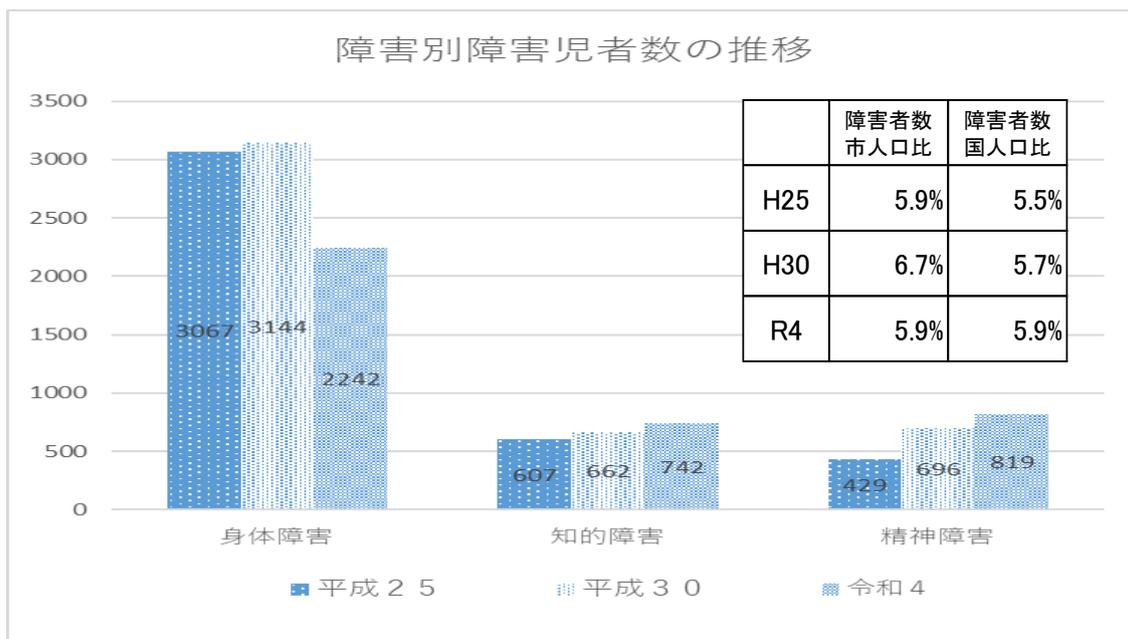
資料：社会福祉課



(8) 介護認定者数の推移



(9) 障害別障害児者数の推移

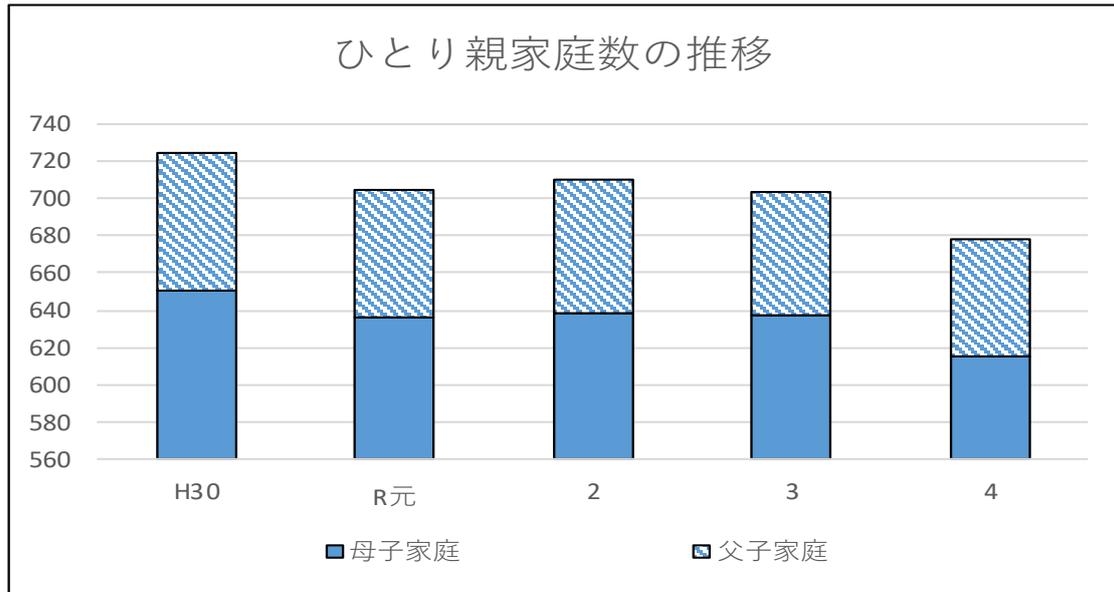


資料：社会福祉課

(10) ひとり親家庭数の推移

年度	H30	R元	2	3	4
母子家庭	651	636	638	637	615
父子家庭	73	69	72	66	63
計	724	705	710	703	678

(子ども20歳未満の家庭)



資料：子育て支援課

(11) 心配ごと相談件数の推移

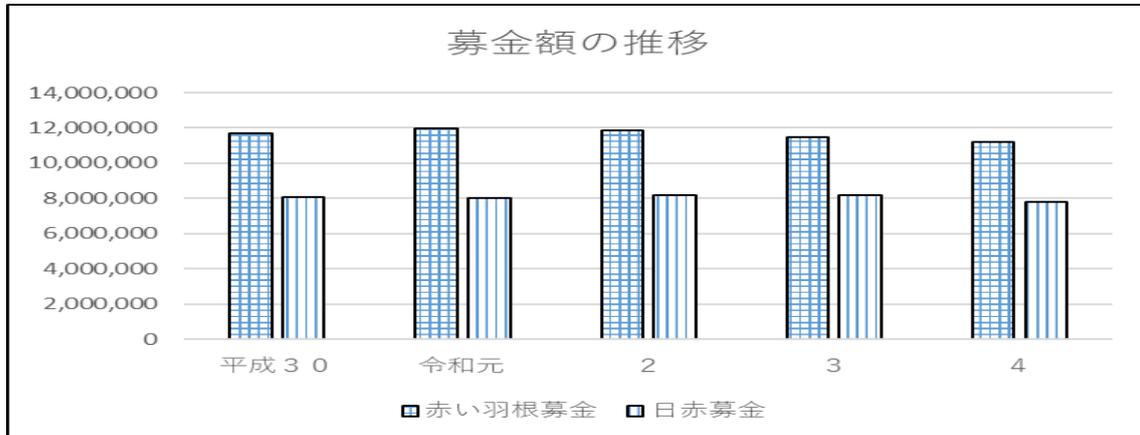
年度	総数	生計問題	家族関係	職業	健康医療	結婚	住宅	住宅	児童	教育	老人	苦情	法律	その他
30	238	46	44	10	1	-	71	-	-	-	3	4	22	37
R1	275	58	38	3	7	1	123	1	2	9	-	-	7	26
2	302	29	50	34	9	4	117	2	-	5	2	12	12	38
3	334	65	52	28	4	2	134	-	-	4	-	-	7	38
4	258	71	41	-	5	-	92	-	5	-	-	-	9	35

資料：伊那市社会福祉協議会

(12) 各種募金の実績の推移

年次	赤い羽根募金			日赤募金		
	目標額(円)	実績額(円)	達成率(%)	目標額(円)	実績額(円)	達成率(%)
平成30	12,500,000	11,669,083	93.4	9,782,000	8,061,219	83.4
令和元	12,500,000	11,972,880	95.8	9,987,000	8,001,672	81.1
2	12,500,000	11,849,153	94.8	9,988,000	8,205,209	82.1
3	12,500,000	11,466,489	91.7	9,970,000	8,184,474	78.5
4	12,500,000	11,184,582	89.5	9,951,000	7,809,774	78.5

資料:伊那市社会福祉協議会、社会福祉課

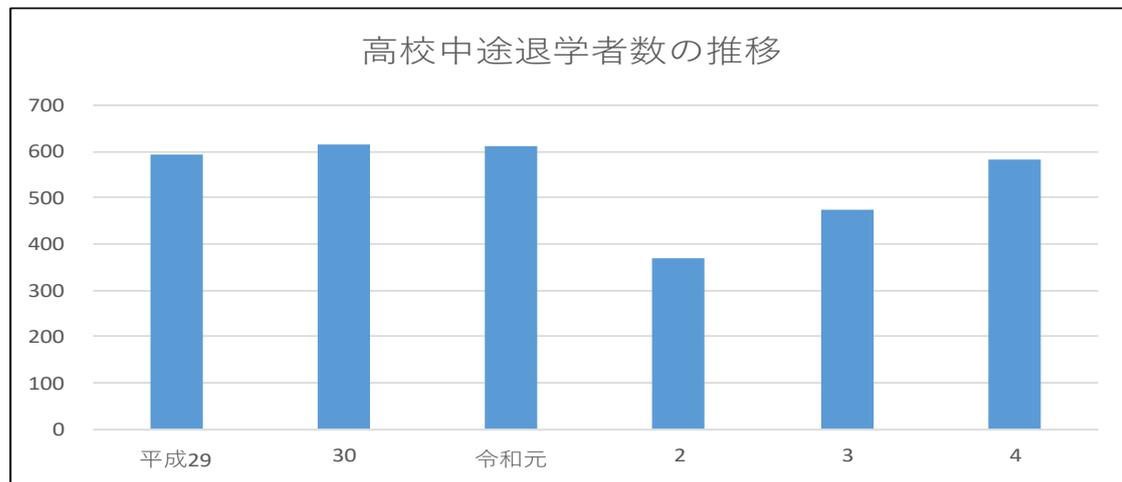


(13) 長野県高校中途退学者数の推移

(単位:人、%)

年度		平成29	30	令和元	2	3	4
中途退学者合計		592	616	611	369	474	581
中途退学 退学率%	県	0.9	1.0	1.0	0.6	0.8	1.0
	全国	1.3	1.4	1.3	1.1	1.2	1.4

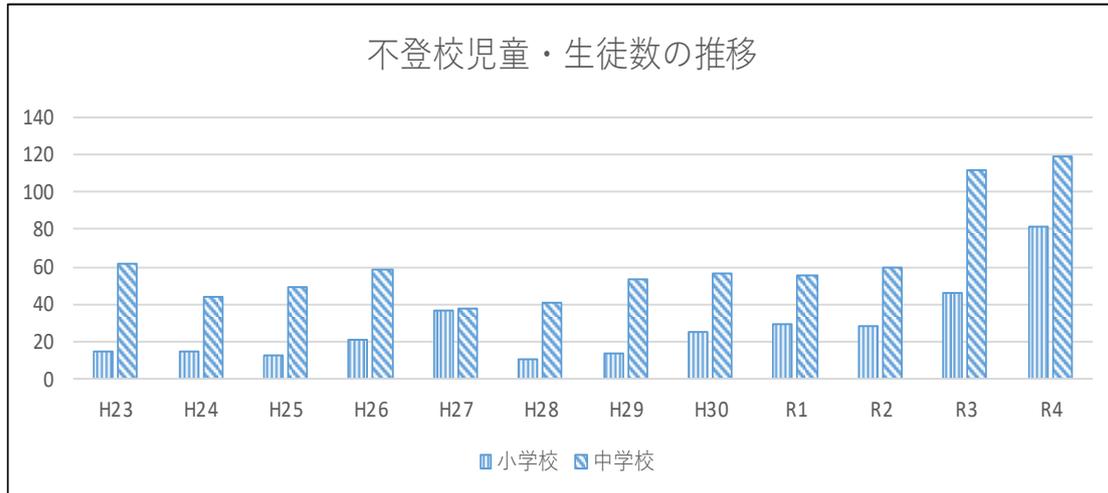
長野県教育委員会 心の支援課資料



(14) 不登校児童・生徒数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	15	15	13	21	37	10	14	25	29	28	46	81
中学校	62	44	49	58	38	41	53	56	55	60	112	119

資料：学校教育課



(15) 障害者虐待件数の推移

障害者虐待と判断した件数

年度	虐待件数	養護者	施設従事者等	使用者	その他
令和元年度	2	2	0	0	0
令和2年度	4	4	0	0	0
令和3年度	4	1	2	1	0
令和4年度	1	1	0	0	0

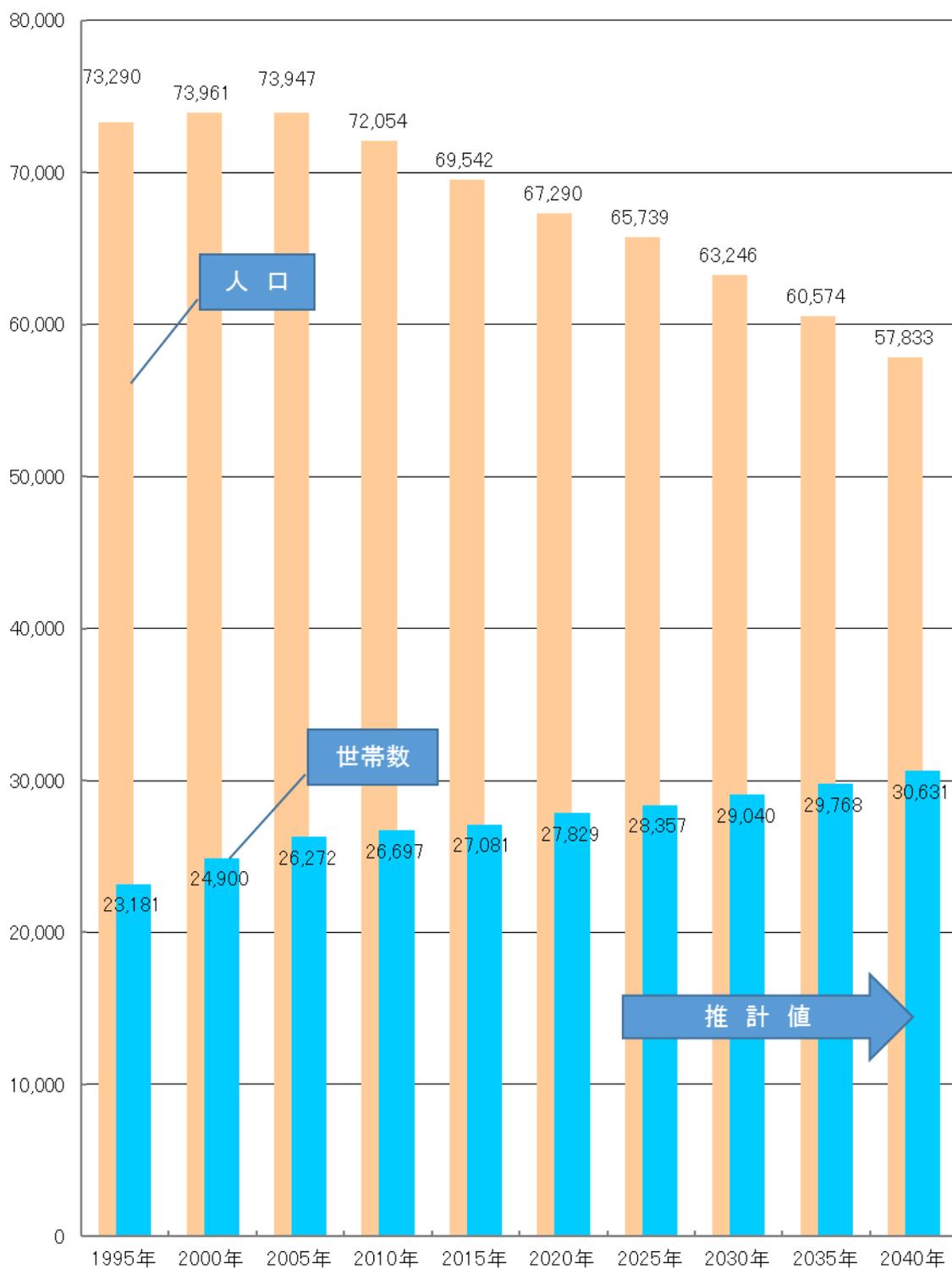
資料：福祉相談課

(16) 高齢者虐待件数の推移

年度	相談件数	虐待認定
令和元年度	21	6
令和2年度	39	16
令和3年度	18	5
令和4年度	24	10

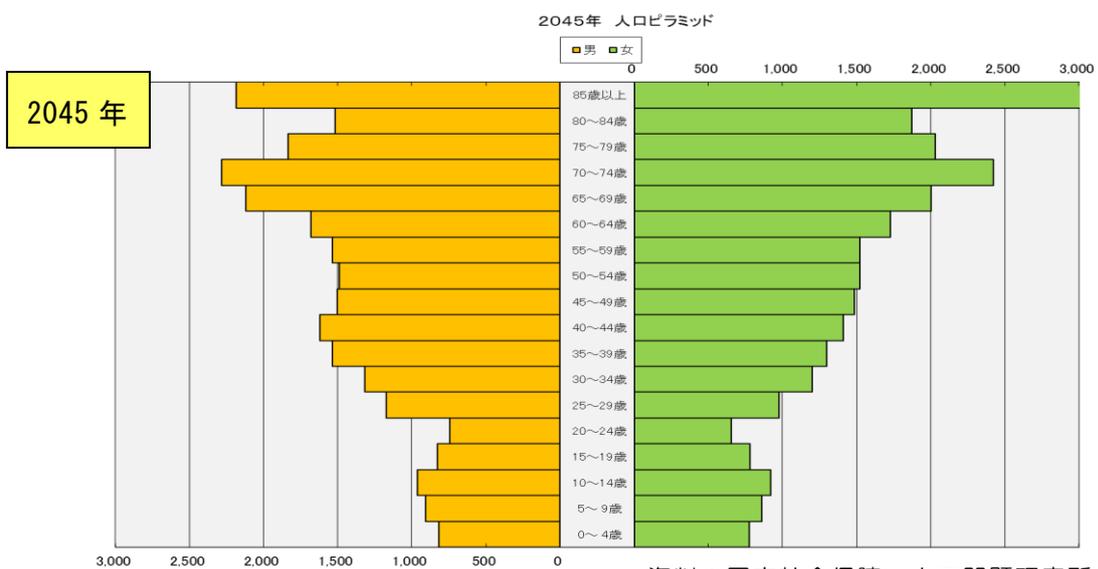
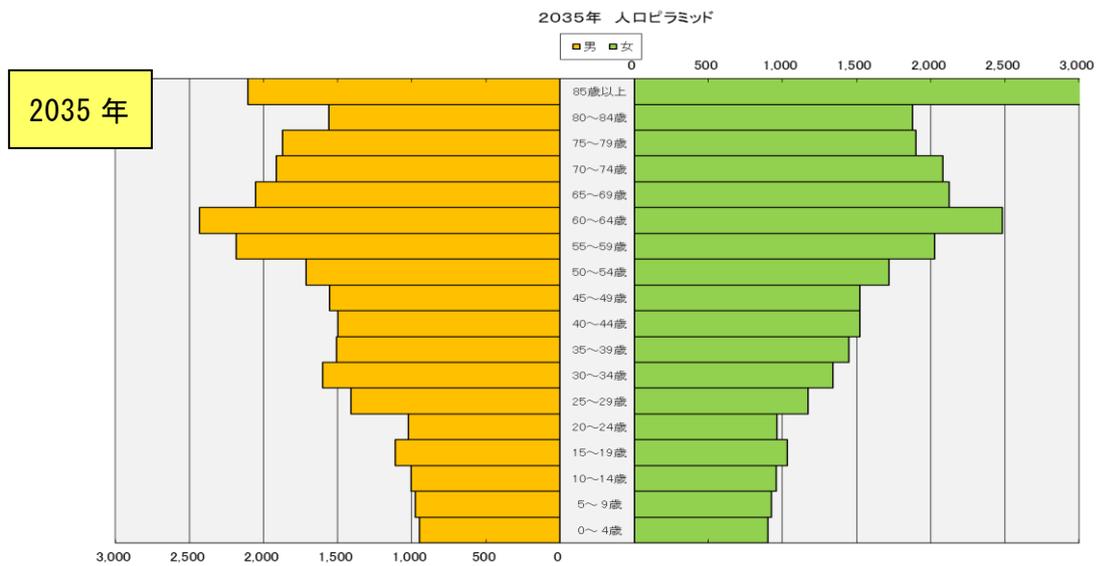
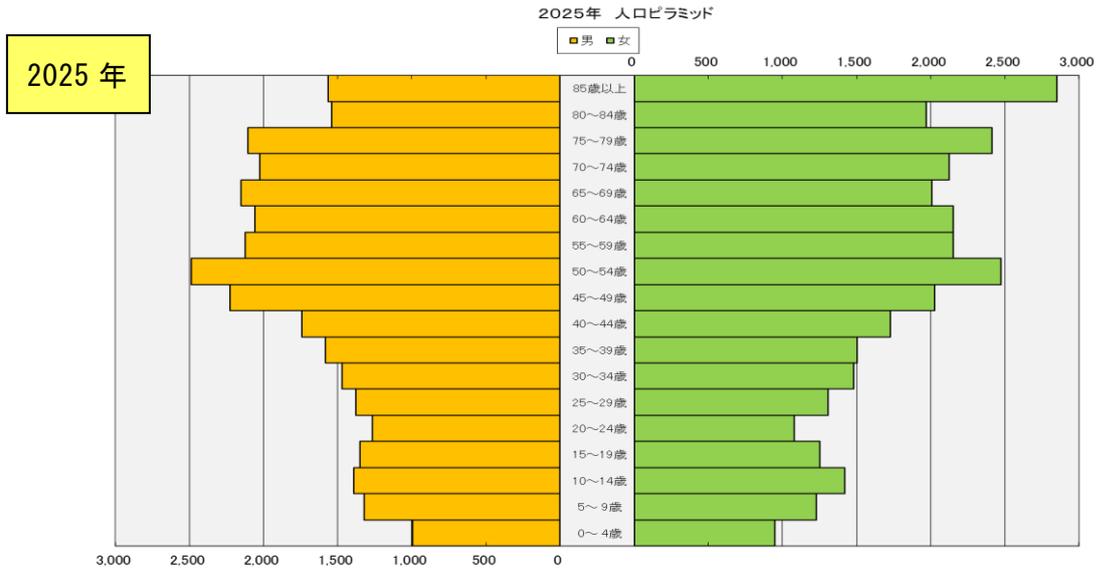
資料：福祉相談課

(17) 人口・世帯数の推計



資料：地域創造課

(18) 世代別人口ピラミッドの推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所

2 計画策定の経緯

開催日	内容
令和5年 11月16日	◆第1回伊那市地域福祉計画策定ワーキングチーム会議開催 現第3次計画の概要等について、第4次策定の進め方、スケジュールの確認 第4次計画の骨格部（基本理念、計画の位置づけ、期間、圏域等）の検討
12月1日	◆第2回伊那市地域福祉計画策定ワーキングチーム会議開催 第4次計画の素案の内容（基本目標、基本施策の詳細、成年後見制度、再犯防止計画等）の検討
12月5日	◆第1回伊那市地域福祉推進協議会開催 地域福祉計画の概要について、今後のスケジュールの確認 第4次計画の素案の確認及び内容検討
12月20日	◆第2回伊那市地域福祉推進協議会開催 第4次計画案の前半部、計画概要及び基本方針の再確認 第3章の前半部、基本施策と推進項目の内容協議
12月22日	◆第3回伊那市地域福祉計画策定ワーキングチーム会議開催 第4次計画案の内容（第3章の前半部、基本施策の詳細、成年後見制度、資料データ、レイアウト等）の再確認及び検討 （第1回・第2回の伊那市地域福祉推進協議会での意見を踏まえた協議）
令和6年 1月23日	◆第3回伊那市地域福祉推進協議会開催 前回協議内容による修正箇所の確認 第3章の後半部、基本施策と推進項目の内容協議 第4章の伊那市成年後見制度利用促進基本計画の内容協議 第5章の伊那市再犯防止推進計画の内容協議 第6章の計画推進、資料内容の確認
1月29日 ～ 2月8日	◆第4次伊那市地域福祉計画（素案）のパブリックコメント実施 ※ 意見書の提出：2名
1月30日	◆第4回伊那市地域福祉計画策定ワーキングチーム会議開催 第4次計画案の内容（第3章の後半部、成年後見制度、再犯防止計画、統計資料等）の再確認及び検討 （第3回の伊那市地域福祉推進協議会での意見を踏まえた協議）
2月15日	◆第4回伊那市地域福祉推進協議会開催 パブリックコメントでの意見及び市の考え方の確認 前回会議の意見の反映箇所、チーム会議での検討事項、パブリックコメントによる反映箇所及び修正箇所の確認

○伊那市地域福祉推進協議会設置要綱

平成25年3月22日

伊那市告示第92号

(設置)

第1条 市が行う地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を協議するため、伊那市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び研究する。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する計画の策定に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉施策の推進のために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 社会福祉・障害者団体関係者

(2) 保健・医療・福祉関係者

(3) 識見を有する者

(4) ボランティア団体関係者

(5) 社会福祉を目的とする事業を営む者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年3月22日から施行し、平成25年3月1日から適用する。

伊那市地域福祉推進協議会委員名簿

会長 竹松 幸人

副会長 野溝 和人

令和5年12月 1 日

(敬称略)

選 出 区 分	所 属	所属団体あるいは役職	氏名
社会福祉団体関係者	伊那市福祉団体連絡協議会	副会長	中野 隆
社会福祉団体関係者	伊那市福祉団体連絡協議会	事務局 (伊那市ひとり親家庭 福祉会 副会長)	後藤 治美
社会福祉団体関係者	上伊那保護司会中部分区	分区長	牧内 彌三郎
ボランティア団体関係者	伊那市高齢者クラブ連合会	副会長 (事務局長)	平岩 国幸
保健・医療・福祉関係者	伊那市民生児童委員協議会	副会長	竹松 幸人
社会福祉経営関係者	伊那市社会福祉協議会	地域福祉係長	山田 伸一
社会福祉経営関係者	上伊那福祉協会	生活相談員	中村 千穂
学識経験者	伊那市公民館運営協議会	東春近公民館長	野溝 和人
市長が必要と認める者	伊那市女性団体連絡協議会	新日本婦人の会	原 蘭子

伊那市地域福祉計画

令和6年3月 発行

編集・発行 伊那市 保健福祉部 社会福祉課

〒396-8617

長野県伊那市下新田 3050 番地

電話 0265-78-4111 内線 2311

FAX 0265-78-5778

E-mail fuk@inacity.jp